

小林市国土強靱化地域計画

真に強い「九州一安心・安全なまち」へ



令和2年12月



【改訂履歴】

- ・令和2年12月 策定
- ・令和3年5月 一部改訂（個別計画の修正）
- ・令和5年4月 一部改訂（組織改編及び個別計画の修正）
- ・令和5年12月 一部改訂（個別計画の修正）

目 次

第1章 国土強靱化地域計画とは

- 1 策定の背景 3
- 2 小林市国土強靱化地域計画の策定趣旨 3
- 3 計画の位置付け 3
- 4 地域防災計画との違い 4

第2章 小林市国土強靱化地域計画の基本的な考え方

- 1 基本目標 5
- 2 強靱化を推進する上での基本的な方針 5
- 3 基本的な進め方 6

第3章 本市における災害リスク

- 1 地理的特性 7
- 2 想定しなければならない大規模災害 7

第4章 脆弱性評価

- 1 評価の枠組み及び手順 9
- 2 評価結果のポイント 11
- 【リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果概要】 12
- 【施策分野ごとの脆弱性評価の結果概要】 43

第5章 地域強靱化の推進方針

- 1 施策分野 56
- 2 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針 56
- 《個別施策分野の推進方針》
- 1 行政機能・消防等 57
- 2 住宅・都市 63
- 3 保健医療・福祉 66
- 4 エネルギー・情報通信 69
- 5 産 業 71
- 6 交通・物流 72
- 7 農林水産 73
- 8 国土保全 74
- 9 環 境 77

《横断的分野の推進方針》	
1 リスクコミュニケーション	・ ・ ・ ・ ・ 78
2 老朽化対策	・ ・ ・ ・ ・ 78
3 産学官民・広域連携	・ ・ ・ ・ ・ 79
4 地域活性化	・ ・ ・ ・ ・ 79

第6章 計画の推進と不断の見直し

1 市の他の計画等の必要な見直し	・ ・ ・ ・ ・ 81
2 計画の進捗管理	・ ・ ・ ・ ・ 81
3 計画の不断の見直し	・ ・ ・ ・ ・ 81

第7章 国土強靱化を進めるために取り組む事業

国土強靱化を進めるために取り組む事業	・ ・ ・ ・ ・ 82
(別 表)	・ ・ ・ ・ ・ 83

第1章 国土強靱化地域計画とは

1 策定の背景

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する社会経済システムの脆弱さが明らかとなった教訓を活かし、近い将来に発生が懸念されている南海トラフ地震、首都直下地震、火山噴火など大規模自然災害等に備え、災害により致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を推進するため、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行された。

さらに、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、いかなる災害が発生しようとも、災害に負けることのない強靱な国づくりを進めている。これを受けて、宮崎県においても、南海トラフ地震による甚大な被害が想定される中、国土強靱化の理念や基本方針を踏まえ、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宮崎県の強靱化を推進する指針となる「宮崎県国土強靱化地域計画」を平成28年12月に策定（令和2年5月改定）し、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みを順次整備している。

2 小林市国土強靱化地域計画の策定趣旨

本市は、年間を通して温暖な気候に恵まれているが、地理的・自然的条件等から風水害や土砂災害、地震災害、火山災害等の自然災害の影響を受けやすい。特に台風は、ほぼ毎年のように接近・通過しており、平成17年の台風14号では、甚大な被害が生じている。

また、小林カルデラを形成したシラスによって、シラス台地が広く形成されている。シラスは一般に軟弱で崩れやすい性質を持つため、シラス台地では地震や降雨以外に特定の誘因がなくても、崩壊が起こる場合があり、過去にはシラス崩壊や陥没など、シラスを素因とした土砂災害により、被害が生じたこともある。

地球温暖化の影響等により、近年、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化する中、市内でも想像を超える被害が発生することも考えられる。

また、少子高齢化の進行による人口減少社会の到来、社会資本の老朽化など、地域を取り巻く様々な課題を抱えており、将来的に、これらの課題の影響による「地域防災力の低下」は避けられない事態と捉えている。

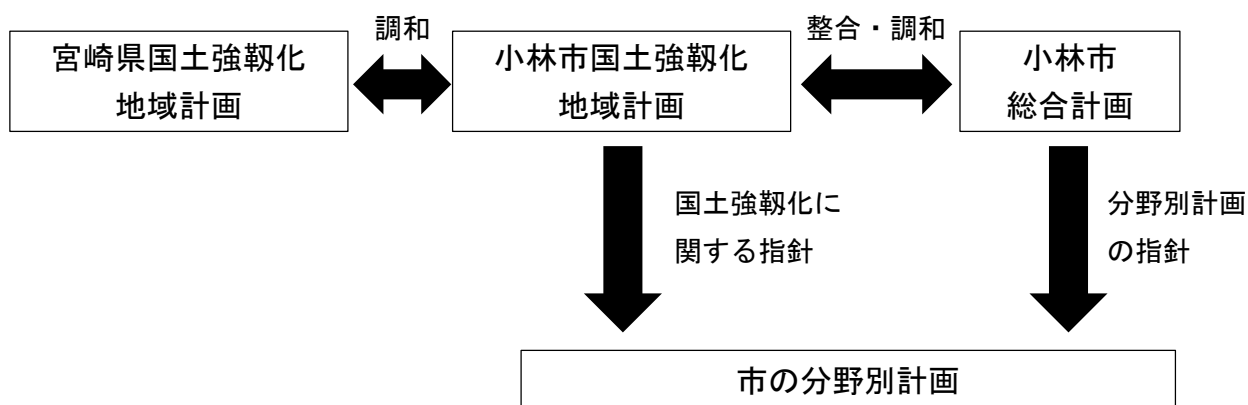
以上のことから、市における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、今後想定される大規模自然災害から市民と財産を守ることはもとより、本市の持続的な成長と地方創生の促進を図り、災害に負けない「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた地域を確立していくため、「小林市強靱化地域計画」を策定し、国、宮崎県、民間事業者、市民等と連携・協力しながら、災害が少ない安心・安全なまちから、真に強い「九州一安心・安全なまち」を目指すものである。

3 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条の規定に基づき、国土強靱化地域計画として策定する。

策定においては、「小林市総合計画」との整合と調和を図りつつ、国土強靱化に関する部分について、様々な分野別計画等の指針とするとともに、小林市の強靱化を国・宮崎県の強靱化へとつなげるため、「宮崎県国土強靱化地域計画」の施策展開の方向性と調和した計画として策定する。

<位置付け>



4 地域防災計画との違い

「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるものである。従って、地域防災計画では、「風水害・共通対策編」を設けつつ、「地震災害対策編」や「火山災害対策編」など、リスクごとに計画を立てるものである。

一方、国土強靱化は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、「あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような『強靱』な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするもの」である。このため、国土強靱化地域計画は、災害への対策という点で共通するが、防災の範囲を超えて、まちづくりの観点も一部取り入れた総合的な対策を内容とするものである。

第2章 小林市国土強靱化地域計画の基本的な考え方

1 基本目標

基本法第14条においては、国土強靱化地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、原則として、基本方針における目標に即して設定することとされている。

このため、本計画では、基本法の理念に基づき、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進することとする。

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する大規模自然災害等に備えた市の全域にわたる強靱な地域づくりについて、東日本大震災など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 地域強靱化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 災害に強いまちづくりを進めることにより、地域の活力を高め、生活機能の維持・向上や地域経済の持続的な成長につなげるとともに、市内各地域の多様性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 人口の減少等に起因する市民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ② 国の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的・効果的に施策を推進すること。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ④ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ③ 地域の特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

3 基本的な進め方

「強靱化」は、いわば本市のリスクマネジメントであり、次のP D C Aサイクルを繰り返すとともに、常に直前のプロセスに戻って見直すことにより、強靱化の取組を推進する。

- ① 強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
- ② リスクシナリオと影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
- ③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
- ④ 課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応方策を計画的に実施
- ⑤ その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善の実施

この際、「脆弱性の評価」及び「リスクに対応する対応方針の策定」に当たっては、仮に起きれば本市に致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を想定し、その事態を回避するために現状で何が不足し、これから何をすべきか、という視点から、各分野間の有機的な連携を促すとともに、各分野の行政の取組を各種リスクの存在を明示的に織り込んだものへと逐次的に改善していくこととする。

第3章 本市における災害リスク

1 地理的特性

本市は南九州の中央部及び宮崎県の南西部に位置し、北部は西米良村、熊本県多良木町、熊本県あさぎり町、東部は綾町、宮崎市、南部は高原町、都城市、鹿児島県霧島市、西部はえびの市と接している。また、本市中心部から南九州の各都市との距離は、都城市へ約40km、宮崎市へ約55km、人吉市へ約45kmに位置し、面積は562.95 km²あり、県全体面積7,735.31 km²の約7.3%を占めている。

降水は5月から9月までの5か月間に約70%が降っており、特に6月から7月の梅雨時期に集中している。梅雨時期の最盛期は6月下旬から7月上旬にかけてであり、この頃はしばしば集中豪雨に見舞われる。しかし、太平洋高気圧の張り出しが早い年には一足飛びに高温干天の真夏となり、平地部では深刻な水不足を起こすことがある。また、台風は6月頃から襲来するが、最も襲来回数が多いのは8月から9月である。

2 想定しなければならない大規模災害

本市は、夏は暑く、冬は冷え込む内陸型の温暖な気候に属しており、また、市域の大部分を山地が占めているため地理的・自然的条件等から風水害や土砂災害、地震災害、火山災害等の自然災害の影響を受けやすい。

また、地球温暖化の影響等により時間雨量が50mmを上回る豪雨が全国的に増加しているなど、近年、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化する中、本市でも想像を超える被害が発生することも考えられる。

日向灘から薩南・南西諸島東方沖にかけての領域は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界に位置しており、過去十数年から数十年間隔で、マグニチュード7クラスの地震が発生しており地震活動が活発な地域となっている。この領域を震源とする日向灘地震は、今後30年以内にマグニチュード8程度の地震が発生する可能性があるが発生確率は不明、マグニチュード7.0～7.5程度の地震が80%で発生するとされており、本市に大きな被害を及ぼす可能性がある。

さらには、静岡県の駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生しており、東日本大震災を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラス(M8～9クラス)の地震である「南海トラフ巨大地震」が発生した場合の震度分布やそれに伴う被害想定では、沿岸部を中心に東日本大震災を越える甚大な被害が想定されている。

なお、平成25年12月施行の「南海トラフ地震対策特別措置法」に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

また、本市の南西部には、火山活動によって市に被害をもたらす可能性のある火山として霧島山が連なり、特に噴火すれば、噴石や火砕流、溶岩流、降灰などにより人命、財産、平穏な生活を失いかねない。周辺地域は観光客や登山客も多いため、避難や安否確認に混乱をきたす可能性もある。

平成 23 年には、約 50 年ぶりに新燃岳が爆発的噴火をして家屋や農作物等に多大な被害が生じたほか、平成 30 年には硫黄山が約 250 年ぶりに噴火をした。江戸時代には新燃岳の爆発的噴火により、死傷者 60 名以上を含む被害が生じた記録も残されており、今もなお火山活動が活発な状態が継続している。

第4章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

地域計画は国の基本計画との調和を図る必要があることから、基本計画の策定手法及び国土強靱化地域計画策定ガイドラインを参考に、次の枠組み及び手順により大規模自然災害に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」という。)を行った。

(1) 想定するリスク

市民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、国の基本計画の想定が大規模自然災害とされていること、本市に甚大な被害をもたらす南海トラフ巨大地震やえびの・小林地震が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていること等を勘案し、本計画においては、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模自然災害を想定した評価を実施した。

(2) 施策分野

脆弱性評価は、基本法において国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされており、基本計画の施策を参考に、次のとおり9つの個別施策分野、4つの横断的の分野を設定した。

【個別施策分野】

- | | | |
|--------------|---------|-----------|
| ① 行政機能・消防等 | ② 住宅・都市 | ③ 保健医療・福祉 |
| ④ エネルギー・情報通信 | ⑤ 産 業 | ⑥ 交通・物流 |
| ⑦ 農林水産 | ⑧ 国土保全 | ⑨ 環境 |

【横断的の分野】

- | | | |
|----------------|---------|-------------|
| ① リスクコミュニケーション | ② 老朽化対策 | ③ 産学官民・広域連携 |
| ④ 地域活性化 | | |

(3) 目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととされていることから、基本計画に掲げられている45の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本市の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして37の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を次のとおり設定した。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		発生時	発生直後	復旧	復興
1. 人命の保護が最大限図られる	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生				
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災				
		1-3	台風・集中豪雨等の異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水				
		1-4	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市土の脆弱性が高まる事態				
		1-5	情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生				
	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止				
		2-2	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態				
		2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生				
		2-4	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足				
		2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶				
		2-6	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足				
		2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺				
		2-8	被災地における疫病・感染症等の大規模発生				
	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下				
		4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止				
	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態				
		大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1				
	5-2		社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止				
	5-3		重要な産業施設の損壊、火災、爆発等				
	5-4		広域交通ネットワークが分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止				
	5-5		食料等の安定供給の停滞				
	大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や燃料、LP ガスサプライチェーンの機能停止				
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止				
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止				
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態				
	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生				
		7-2	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺				
		7-3	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生				
7-4		有害物資の大規模拡散・流出					
7-5		農地・森林等の荒廃による被害の拡大					
7-6		風評被害等による地域経済等への甚大な影響					
大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
	8-2	道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
	8-4	高速道路・鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
	8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生による復旧・復興が大幅に遅れる事態					
	8-6	住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態					

(4) 評価の実施手順

37の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を回避するために有効な現在行っている施策を踏まえ、各施策の取組状況や課題を整理し、現行の施策で対応が十分かどうか、現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。

なお、評価に当たっては、できる限り進捗状況を示す指標を活用した。

2 評価結果のポイント

脆弱性評価結果のポイントは次の表のとおりである。

(1) 重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

防災・減災等に資する地域強靱化施策については、いまだ道半ばの段階にあるものが多い。これまでの想定を超える災害を経験し、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、地域強靱化施策をその基本目標(人命を守る、被害を最小限にする、重要施設が致命傷を負わない、早期に復旧復興を行う)に照らして、できるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

(2) 代替性・冗長性等の確保が必要

いかなる災害等にも対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政機能、エネルギー、情報通信、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアップ施設/システムの整備等により、代替性・冗長性等の確保やBCP等に基づく業務継続体制の整備を行う必要がある。

(3) 国、県、民間等との連携が必要

個々の施策の実施主体は、市だけでなく、国、県、民間事業者、NPO、市民など多岐にわたる。市以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、強靱化を担う人材の育成などの組織体制の強化が必要不可欠であるとともに、各実施主体との徹底した情報提供・共有や各主体間の連携が必要不可欠である。

【リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果概要】

1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 大規模災害においては、市民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であり、市民の備えや防災意識は高まってきているものの、更なる啓発が必要である。
- 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、本市における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる市民防災リーダーや防災士の育成を推進する必要がある。
- 企業等が地域の一員として平常時から市や消防団、自主防災組織等と連携を深める必要がある。
- 住宅用火災警報器の設置はある程度進んでいるが、法律による義務化以前に建築された住宅への設置が課題であり、設置を促進する必要がある。また、通電後の火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置についても促進する必要がある。
- 高齢者・障がい者・こども関連施設において非常災害に関する具体的計画の作成、避難体制の整備を行うとともに、定期的な従業者への周知及び避難訓練を行う必要がある。
- 認知症高齢者グループホーム等の高齢者施設では、入居者の安全を確保するために施設の防災機能を向上させる必要がある。
- 本市において、災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のため、特に支援を必要とする避難行動要支援者名簿の作成、及び避難行動要支援者一人ひとりの個別支援計画の作成を促進する必要がある。
- 個別支援計画に基づく災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくこととともに、防災や福祉、保健、医療等の各分野の関係者や機関同士が連携して取り組む必要がある。
- 住宅の耐震化率は年々向上しているものの、耐震化の必要性について引き続き啓発活動を行うとともに、木造住宅耐震化リフォーム推進事業の周知に努め、さらに制度拡充を図ることで活用を促していく必要がある。
- 耐震改修促進法に基づく特定建築物等の耐震化率は年々向上しているものの、公共建築物に比べ民間建築物の耐震化率は低い状況にあることから、更なる耐震化を進める必要がある。
- 耐震診断が義務付けられた民間の大規模建築物については、早期に安全性を確認する必要があるため、建築物耐震化促進事業の推進により、特に耐震化を促進する必要がある。
- 耐震診断が義務付けられていない市庁舎等の防災拠点建築物、その他不特定多数が利

用する施設についても耐震化を促進する必要がある。

- 市立学校の耐震化率は100%であるが、災害時には避難所等にも利用されることから、非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。
- 避難場所に指定された都市公園・広場等の計画的な更新・補修を行うことにより、安心な都市空間の形成を図る必要がある。
- 学校施設において、災害発生時の児童生徒の安全確保及び、避難所として継続的に運用できるように、学校施設の非構造部材の耐震対策等を進める必要がある。
- 土地区画整理事業等により、大規模地震等において延焼を防いだり、一時避難場所等の防災空間となる道路・公園等の整備を進めていく必要がある。
- 市街地等において、避難路となる街路の整備を計画的に進めていく必要がある。
- 大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。
- 大規模盛土造成地の崩壊による災害を防止し、宅地造成が行われた土地の安全性を確保するため、本市における位置図の作成・公表を継続する必要がある。
- 大規模災害が発生した場合、不特定多数の者が利用する中小企業の建築物の倒壊により多数の人的被害が想定されるため、特に耐震化を推進する必要がある。
- 大規模地震等が発生した場合、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける必要がある。

【現在の水準を示す指標】

- 自主防災組織カバー率：100% (R1)
- 市民防災リーダー数：844名 (R1)
- 防災士数：197名 (R2)
- 火災警報器設置率（一部設置含む）：63.99% (R1)
- 避難行動要支援者名簿作成：46% (R1)
- 避難行動要支援者個別支援計画作成：46% (R1)
- 住宅の耐震化率：67.42% (H27)
- 特定建築物の耐震化率：69.3% (R1)
- 公立小中学校耐震化率：100% (H27)
- 市街地等の幹線道路の無電柱化率：0%
- 大規模盛土造成地の有無等の公表率：100%

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

【脆弱性の評価】

- 耐震改修促進法に基づく特定建築物等の耐震化率は年々向上しているものの、公共建築物に比べ民間建築物の耐震化率は低い状況にあることから、更なる耐震化を進める必要がある。**【再掲】**
- 耐震診断が義務付けられた民間の大規模建築物については、早期に安全性を確認する必要があるため、建築物耐震化促進事業の推進により、特に耐震化を促進する必要がある。

ある。【再掲】

- 耐震診断が義務付けられていない市庁舎等の防災拠点建築物、その他不特定多数が利用する施設についても耐震化を促進する必要がある。【再掲】
- 建築基準法に基づく特殊建築物について、防火施設、避難施設の整備等、建築物の維持保全が適正に実施される必要がある。
- 大規模災害が発生した場合、不特定多数の者が利用する中小企業の建築物の倒壊により多数の人的被害が想定されるため、特に耐震化を促進する必要がある。【再掲】
- 大規模地震等が発生した場合、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける必要がある。【再掲】
- 市立公園施設等については、公園利用者の安全対策はもとより、災害時の一時避難施設や救済物資の集積等の防災拠点として、各施設の耐震化等の推進が必要である。
- イベントの開催時期においては、特定の地域に多数の観光客等が集まるため、大規模地震等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。

【現在の水準を示す指標】

特定建築物の耐震化率：69.3% (R1) 【再掲】

1-3 台風・集中豪雨等の異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【脆弱性の評価】

- 気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まることが懸念されることから、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進めるため、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県、市が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する必要がある。
- 大規模災害においては、市民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であり、市民の備えや防災意識は高まってきているものの、更なる啓発が必要である。【再掲】
- 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、本市における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる市民防災リーダーや防災士の育成を推進する必要がある。【再掲】
- 要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する避難行動要支援者の避難対策を進めるため、本市における避難行動要支援者名簿の作成及び個別支援計画の作成を促進する必要がある。
- 風水害における避難指示等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、本市において明確な発令判断基準を整備するとともに、住民の早期避難に関する意識を向上させる必要がある。

- 民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ総合防災情報ネットワークを整備しているが、大規模災害においても機能が失われないようシステムの維持管理を徹底する必要がある。
- 内水浸水被害の解消及び軽減のため、揚水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進する必要がある。
- 洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップ等の作成・公表を継続する必要がある。また、住民に分かりやすいハザードマップの見直しを進めるとともに、配布されたハザードマップが有効に活用されるための啓発を推進する必要がある。
- 水害を未然に防止し、被害を最小化するため、河川整備と既存の河川を適切に維持管理するとともに、ダム管理者と連携を図りながら老朽化対策を進める必要がある。
- 施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所から重点的・集中的に行う必要がある。

【現在の水準を示す指標】

自主防災組織カバー率：100% (R1) 【再掲】

市民防災リーダー数：844名 (R1) 【再掲】

防災士数：197名 (R2) 【再掲】

避難行動要支援者名簿作成：46% (R1) 【再掲】

避難行動要支援者個別支援計画作成：46% 【再掲】

下水道による都市浸水対策達成率：78.5%

洪水ハザードマップの策定：策定済 (H30)

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり本市の脆弱性が高まる事態

【脆弱性の評価】

- 大規模災害においては、市民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であり、市民の備えや防災意識は高まってきているものの、更なる啓発が必要である。【再掲】
- 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、本市における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる市民防災リーダーや防災士の育成を推進する必要がある。【再掲】
- 風水害における避難指示等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、本市における明確な発令判断基準を整備するとともに、住民の早期避難に関する意識を向上させる必要がある。【再掲】
- 本市における避難行動要支援者名簿の作成及び個別支援計画の作成を促進する必要がある。【再掲】
- 土砂災害警戒区域等にある学校・福祉施設等においては、避難計画の策定や訓練等を

実施するなど入所者等の安全な避難を図る必要がある。

- 本市が活動火山対策特別措置法に基づく警戒地域に指定されたことから、関係自治体及び国等関係機関と連携し火山防災協議会を設置しているが、住民や観光客の安全を確保するための避難計画の策定等、警戒避難体制の整備を推進する必要がある。
- 土砂災害発生危険性の高い箇所において対策工事を推進しているが、その整備率が低いため、ハード対策に併せソフト対策による早期避難への支援が必要である。
- 県と連携し、危険箇所の基礎調査の実施及び結果の公表等により危険な箇所を周知するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。
- 火山災害への対応として、国や県と連携した河川・砂防・治山等の土石流対策を推進する必要がある。
- 住民の円滑な避難のため、本市における「土砂災害ハザードマップ」の定期的な見直しを行う必要がある。
- 人命・財産への影響のあるため池の耐震調査「ため池ハザードマップ」の作成を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。
- 山地に起因する自然災害から人命・財産の保護を図るため、引き続き、県と連携して治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を合わせて推進する必要がある。

【現在の水準を示す指標】

自主防災組織カバー率：100% (R1) **【再掲】**

市民防災リーダー数：844名 (R1) **【再掲】**

防災士数：197名 (R2) **【再掲】**

避難行動要支援者名簿作成：46% **【再掲】**

避難行動要支援者個別支援計画作成：46% **【再掲】**

土砂災害から保全される要配慮者利用施設（重要施設）数：3箇所 (R1)

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果公表率：警戒区域 551ヶ所、特別警戒区域 442ヶ所 (R1)

土砂災害警戒区域指定率：82.7% (R1)

ため池の耐震性点検の実施：0箇所

ため池ハザードマップ作成：0箇所

山地災害危険地区数：245箇所

1-5 情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

○大規模災害においては、市民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であり、市民の備えや防災意識は高まってきているものの、更なる啓発が必要である。**【再掲】**

○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高

めることが大切であることから、本市における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる市民防災リーダーや防災士の育成を推進する必要がある。【再掲】

- 本市における避難行動要支援者名簿の作成及び個別支援計画の作成を促進する必要がある。【再掲】
- 災害が想定される区域にある学校・福祉施設等においては避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る必要がある。
- 要配慮者の避難支援を行う民生委員・児童委員の欠員地区をなくし充足率 100%を目指す必要がある。
- イベントの開催時期においては、特定の地域に多数の観光客等が集まるため、大規模地震等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。【再掲】
- 風水害における避難指示等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、本市における明確な発令判断基準の整備を促進するとともに、住民の早期避難に関する意識を向上させる必要がある。【再掲】
- 防災行政無線や市メール配信サービス、全国瞬時警報システム（Jアラート）等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る必要がある。
- 今後増加が予想される訪日外国人旅行者や国内旅行者に対する災害情報の提供や避難誘導等の対策を推進する必要がある。
- 不特定多数の者が集まる施設に対し、災害情報等の啓発・関係機関との連携を行う必要がある。
- 避難行動の判断に必要となる河川や土砂災害などの情報を、迅速かつ的確に市民へ提供するため、宮崎県総合河川砂防情報システムを活用した情報提供を引き続き推進する必要がある。
- 県と連携し、危険箇所の基礎調査の実施及び結果の公表等により危険な箇所を周知するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。【再掲】
- 住民の円滑な避難のため、本市における土砂災害ハザードマップの定期的な見直しを行うとともに、ハザードマップを活用した住民の避難訓練の実施により早期避難を促進する必要がある。

【現在の水準を示す指標】

自主防災組織カバー率：100%（R1）【再掲】

市民防災リーダー数：844名（R1）【再掲】

防災士数：197名（R2）【再掲】

避難行動要支援者名簿作成：46%（R1）【再掲】

避難行動要支援者個別支援計画作成：46%（R1）【再掲】

kobayashi FRee Wi-Fi 設置数：46箇所（R1）

民生委員・児童委員充足率：100%（R1）

本市のJアラート自動起動装置の整備率：100%（H30）

土砂災害警戒区域指定率：82.7%（R1）

防災ラジオ普及率：97%（R2）

市メール配信サービス登録者数：10,600人（R2）

2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時には行政の支援等が円滑に行われない可能性があることから、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄を促進することが必要。
- 生活必需品の備蓄は市民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われない可能性があること、また、大規模災害時には市外からの支援到達まで3日以上かかることが予想されることから、本市において計画的な備蓄を進める必要がある。
- 大規模災害に備えた受援計画を策定し、支援物資の円滑な受入れを可能とする体制を構築することが必要である。
- 大規模災害時における早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、総合防災訓練等を通じて、関係機関の連携強化や災害対応能力を高める必要がある。
- 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な被害が予想されるため被害を最小限に抑えることが重要である。このため国は被害全容を把握することなく救助・救急活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の支援活動を計画に基づき実施することとしている。本市においても大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させるために、受援計画を策定し、国や県と連携した受援体制を構築する必要がある。
- 大規模災害において自衛隊、警察、消防等の活動拠点や、支援物資の受入拠点を確保するとともに、拠点機能を発揮するための必要な資機材を整備しておく必要がある。
- 道路利用者の休息施設や地域の拠点として利用されている「道の駅」は、その立地や設備等により、被災地支援の拠点としての活用が期待できることから、国や県等と連携し必要な整備を進める必要がある。
- 南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、市内において多数の負傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、本市では通常業務を停止し、応急対策業務等を優先することとなるが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応出来なくなる可能性がある。このため、国からの支援に加え、九州各県においては、九州・山口9県災害時応援協定等を、市町村間では相互応援協定を締結し他の自治体から支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要である。
- 発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める必要がある。

- 上水道施設の耐震化及び老朽化対策が進められているが、事業費用が多額であることなどから、現状でその耐震適合率は約1割程度にとどまっており、更なる耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者が利用する福祉施設の被災及び機能停止は、そのまま利用者の生命に関わることから、災害時にも利用者や職員のいのち、生活を守りながら施設の機能が維持され業務が継続される必要がある。
- 災害により病院機能が麻痺することは、入院患者はもとより医療措置の必要な被災者の生命に関わることから、災害時においても病院機能を維持した上での被災患者を含めた患者すべての診療が、発災直後からの初動期、急性期、その後の亜急性期、慢性期へと変化する災害のフェーズに対して継ぎ目なく可及的円滑に行われる必要がある。
- 災害時における支援活動に関する協定締結団体等と、災害時に必要とされる医薬品、医療機器等の円滑な供給体制を構築する必要がある。
- 南海トラフ地震等の大規模災害時における燃料供給等については、災害応急対策活動に支障が生じないように緊急通行車両等や優先供給施設の供給について国や県の燃料供給計画に基づき、石油商業組合や石油連盟と協定等を締結し、中核SS等からの燃料供給体制の構築体制を図る必要がある。
- 災害時における生活必需品について、民間事業者等との物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通備蓄の整備を進める必要がある。
- 南海トラフ地震などの大規模災害発生時において、県や本市では必要な物資を迅速に調達することは困難なため避難者への食料供給が低下する。このため国はプッシュ型により必要不可欠な物資調達を県に供給する計画となっている。県では県外からの多量の物的支援を円滑に受入れ、避難者へ迅速に届けるため国の計画と連動して県の物資調達に係る計画を策定しているが、今後は計画の実効性を高めるためにマニュアルの整備や本市においても物資調達に係る計画を策定する必要がある。
- 大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確認する必要がある。
- 地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。
- 物資輸送ルートを実際に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。
- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。
- 農道橋・林道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。
- 物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。

【現在の水準を示す指標】

上水道基幹管路の耐震適合率：11.9% (R1)

上水道の重要給水施設への基幹管路の耐震適合箇所：5箇所 (R1)

広域物資輸送拠点数：3箇所 (R1)

林道の整備状況：40 km (R1)

2-2 避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態

【脆弱性の評価】

- 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、本市における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる市民防災リーダーや防災士の育成を推進する必要がある。**【再掲】**
- 被災者の避難所における生活環境整備と円滑な避難所運営のためには、本市における避難所運営マニュアルの作成を促進するとともに、避難者となる地域住民が主体的に避難所運営に関わるための取組を行う必要がある。
- 大規模地震による被害により避難所が使用不能になる事態や避難中の余震による二次被害から市民の命を守るため、避難所施設の耐震化（吊り天井等の非構造部材対策を含む）、老朽化対策及び機能強化を進める必要がある。
- 大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者、車中泊等避難所外の被災者に対する支援対策についても検討する必要がある。
- 市管理施設においては、本市の避難所に指定されている施設はもとより、それ以外の施設においても、災害時には施設利用者に加え緊急避難してくる周辺住民等の安全な誘導及び避難を確保するため、誘導及び避難の受入対策について検討しておく必要がある。また指定管理者制度導入施設においても、職員以外の多数の利用者や周辺住民の避難が想定されることから、市と指定管理者間において災害時の避難所等としての対応方針、官民の役割、責任の所在、運営方法等を定めておく必要がある。
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受入れるため、本市における福祉避難所の確保を促進する必要がある。
- 災害時は様々な情報が発信され混乱を生じることから、SNSの活用等、災害時の情報発信、収集手段の充実を図る必要がある。
- イベントの開催時期においては、特定の地域に多数の観光客等が集まるため、大規模地震等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。**【再掲】**
- 南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、市内において多数の負傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、本市では通常業務を停止し、応急対策業務等を優先することとなるが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応出来なくなる可能性がある。このため、国からの支援に加え、九州各県においては、九州・山口9県災害時応援協定等を、市町村間では相互応援協定を締結し他の自

治体から支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要である。

【再掲】

- 避難所の確保及び余震等による避難者の安全確保のため、本市の避難所として指定されている学校施設の老朽化対策を進める必要がある。
- 市社会福祉協議会等と連携し、平常時から市民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制を整備する必要がある。
- 避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため、県や関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備する必要があるとともに、自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者の健康対策についても検討する必要がある。
- 南海トラフ地震などの大規模災害が発生した時は、電力の供給停止や通信事業者による通話統制が行われ固定電話や携帯電話などの情報通信システムの使用が制限されるため避難施設等の状況確認が困難になる。このため災害時に指定避難所等との通信手段を確保するため災害用通信設備（災害用特設公衆電話・特設公衆 Wi-Fi）の早急な設置や非常用電源設備の確保の整備を進めていく必要がある。
- 過疎化等による地域コミュニティの衰退は、地域防災力の低下に繋がることから、特に中山間地域を中心とした地域の維持・活性化を図る必要がある。

【現在の水準を示す指標】

自主防災組織カバー率：100%（R1）【再掲】

市民防災リーダー数：844名（R1）【再掲】

防災士数：197名（R2）【再掲】

市メール配信サービス登録者数：10,600人（R1）

公立小中学校耐震化率：100%（H27）【再掲】

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時には行政の支援等が円滑に行われない可能性があることから、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄を促す必要がある。
- 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、本市における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる市民防災リーダーや防災士の育成を推進する必要がある。【再掲】
- 過疎化等による地域コミュニティの衰退は、地域防災力の低下に繋がることから、特に中山間地域を中心とした地域の維持・活性化を図る必要がある。【再掲】
- 大規模災害時に迅速な救助・救急活動が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、総合防災訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要がある。【再掲】

- 消防の広域応援体制の強化、消防施設の整備については一定の成果が上がっている。しかしながら、消防団員数は減少傾向にあり、地域防災力向上のために更なる加入促進の取組が必要である。
- 孤立集落に対する救急救助活動、救援物資搬送等を行うためにはヘリコプターの活用が不可欠であるため、効率的な活動のための体制を整備する必要がある。また、自衛隊ヘリコプターや他の都道府県防災ヘリコプターの協力が必要な場合を想定し、関係機関のヘリの運用方法等について事前に検討が必要である。
- 発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める必要がある。【再掲】
- 孤立集落においても医療措置が必要な患者が発生した場合に医療活動が実施できる体制を整備する必要がある。
- 地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。【再掲】
- 物資輸送ルートを実際に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【再掲】
- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。【再掲】
- 農道橋・林道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。【再掲】
- 同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について検討する必要がある。
- 南海トラフ地震などの大規模災害が発生した時は、電力の供給停止や通信事業者による通話統制が行われ固定電話や携帯電話などの情報通信システムの使用が制限されるため避難施設等の状況確認が困難になる。このため災害時に指定避難所等との通信手段を確保するため災害用通信設備（災害用特設公衆電話・特設公衆Wi-Fi）の早急な設置や非常用電源設備の確保の整備を進めて行く必要がある。【再掲】
- 物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

自主防災組織カバー率：100%（R1）【再掲】

市民防災リーダー数：844名（R1）【再掲】

防災士数：197名（R2）【再掲】

消防職員数：119名（R2）

消防団員数：504名（R2）

林道の整備状況：40km（R1）【再掲】

2-4 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

【脆弱性の評価】

- 消防本部等の施設整備、消防職員等の教育・訓練、消防団員の確保等の取組を進める必要がある。
- 大規模災害時に迅速な救助・救急活動が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、総合防災訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要がある。【再掲】
- 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な被害が予想されるため被害を最小限に抑えることが重要である。このため国は被害全容を把握することなく救助・救急活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の支援活動を計画に基づき実施することとしている。本市においても大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させるために、受援計画を策定し、国や県と連携した受援体制を構築する必要がある。【再掲】
- 大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確認する必要がある。【再掲】
- 地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。【再掲】
- 物資輸送ルートを実際に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【再掲】
- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。【再掲】
- 農道橋・林道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。【再掲】
- 緊急輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。

【現在の水準を示す指標】

消防施設の耐震化率：100% (R1)

消防職員数：119名 (R2) 【再掲】

消防団員数：504名 (R2) 【再掲】

林道の整備状況：40km (R1) 【再掲】

2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

【脆弱性の評価】

- 南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、緊急通行車両等や優先供給施設への燃料供給が確保できるよう国及び県において、各々広域的及び県域内での燃料供給に係る計画を策定し連携して体制の構築を

図っている。今後は、緊急通行車両等や優先供給施設に燃料供給を行うための手順や関係機関との連携方法を具体的に定める必要がある。

○南海トラフ地震などの大規模災害発生時において本市では必要な物資を迅速に調達することは困難なため避難者への食料供給が低下する。このため国はプッシュ型により必要不可欠な物資調達を県に供給する計画となっている。県では県外からの多量の物的支援を円滑に受入れ、避難者へ迅速に届けるため国の計画と連動して県の物資調達に係る計画を策定しているが、今後は計画の実効性を高めるためにマニュアルの整備や本市においても物資調達に係る計画を策定する必要がある。【再掲】

○消防などの災害時に救助活動等の対応が必要な機関においては、隊員の食料や活動に必要とされる車両等の燃料について、備蓄を行うとともに、災害時に十分な供給が受けられる体制を構築する必要がある。

○高齢者、障がい者等の要配慮者が利用する福祉施設の被災及び機能停止は、そのまま利用者の生命に関わることから、災害時にも利用者や職員のいのち、生活を守りながら施設の機能が維持され業務が継続される必要がある。【再掲】

○災害により病院機能が麻痺することは、入院患者はもとより医療措置の必要な被災者の生命に関わることから、災害時においても病院機能を維持した上での被災患者を含めた患者すべての診療が、発災直後からの初動期、急性期、その後の亜急性期、慢性期へと変化する災害のフェーズに対して継ぎ目なく可及的円滑に行われる必要がある。

【再掲】

○医療・福祉施設における自立・分散型エネルギー整備の導入を進める必要がある。

○医療・福祉施設における非常用電源・自家発電装置、受水槽の設置等及び物資の備蓄を促進する必要がある。

○南海トラフ地震等の大規模災害時における燃料供給等については、災害応急対策活動に支障が生じないように緊急通行車両等や優先供給施設の供給について国や県の燃料供給計画に基づき、石油商業組合や石油連盟と協定等を締結し、中核SS等からの燃料供給体制の構築体制を図る必要がある。【再掲】

○エネルギー供給源の多様化のため、防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入を促進する必要がある。

○エネルギー供給施設の被災を防ぎ燃料供給ルートを確実に確保するため、道路の防災、震災対策や地震・水害対策等を着実に推進する必要がある。

○医師、看護師をはじめとする医療従事者の確保及び地域医療を守り育てる体制づくりが必要である。

【現在の水準を示す指標】

広域物資輸送拠点数：3箇所（R1）【再掲】

2-6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

【脆弱性の評価】

○市管理施設においては、本市の避難所に指定されている施設はもとより、それ以外の施

設においても、災害時には施設利用者に加え緊急避難してくる周辺住民等の安全な誘導及び避難を確保するため、誘導及び避難の受入対策について検討しておく必要がある。また指定管理者制度導入施設においても、職員以外の多数の利用者や周辺住民の避難が想定されることから、市と指定管理者間において災害時の避難所等としての対応方針、官民の役割、責任の所在、運営方法等を定めておく必要がある。【再掲】

- 帰宅困難者に対する水・食料等の供給のため備蓄を推進する必要がある。
- 事業者等において帰宅困難な従業員のための備蓄等を促進する必要がある。
- コンビニエンスストア等との帰宅困難者支援のための水・食料・トイレ使用等の協定締結を検討する必要がある。
- 上水道施設の耐震化及び老朽化対策が進められているが、事業費用が多額であることなどから、現状でその耐震適合率は約1割程度にとどまっており更なる耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。【再掲】
- 帰宅困難者や負傷者の安全確保を目的に、一時避難施設としての都市公園の整備を促進する必要がある。
- 発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める必要がある。【再掲】
- 大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確認する必要がある。【再掲】
- 地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。【再掲】
- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。【再掲】
- 農道橋・林道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。【再掲】
- 大規模地震等が発生した場合、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける必要がある。
- 交通インフラの被災を防ぐとともに通学路を確保するため、道路の防災、震災対策や地震・水害対策等を着実に推進する必要がある。

【現在の水準を示す指標】

上水道の基幹管路の耐震適合率：11.9%（R1）【再掲】

上水道の重要給水施設への基幹管路の耐震適合箇所：5箇所（R1）【再掲】

林道の整備状況：40 km（R1）【再掲】

市街地等の幹線道路の無電柱化率：0%【再掲】

2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時に迅速な救助・救急活動が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、総合防災訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要がある。【再掲】
- 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な被害が予想されるため被害を最小限に抑えることが重要である。このため国は被害全容を把握することなく救助・救急活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の支援活動を計画に基づき実施することとしている。本市においても大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させるために、受援計画を策定し、国や県と連携した受援体制を構築する必要がある。【再掲】
- 発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める必要がある。【再掲】
- 沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。【再掲】
- 災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害医療従事者の受け入れが円滑に行われるよう、災害拠点病院との連携を図る必要がある。
- 主に災害急性期以降における医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援を行う日本医師会災害医療チーム（JMAT）等の医療救護班との連携体制を構築する必要がある。
- 災害発生時には、広域災害救急医療情報システム（EMIS）での入力・情報共有を図るよう、医療施設等の関係機関を対象にした研修会等を実施する必要がある。
- 福祉分野における、発災直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等のための災害福祉広域支援ネットワークの構築を検討する必要がある。
- ドクターヘリの運用、航空搬送拠点臨時医療施設の運営等、大規模災害における広域医療搬送等を想定した体制の整備を図る必要がある。
- 大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確保する必要がある。【再掲】
- 地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要となる人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。【再掲】
- 物資輸送ルートを確実に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【再掲】

○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。

【再掲】

○農道橋・林道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。**【再掲】**

○大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。**【再掲】**

○緊急輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。**【再掲】**

【現在の水準を示す指標】

林道の整備状況：40 km (R1) **【再掲】**

市街地等の幹線道路の無電柱化率：0% **【再掲】**

2-8 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【脆弱性の評価】

○下水道施設（農業集落排水施設、処理場、主要な管渠等）の耐震対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道BCPに基づく防災訓練を実施するとともに、下水道施設の戦略的維持管理・更新【ストックマネジメント（長寿命化）対策】を行う必要がある。

○避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から予防接種を促進し感染症の発生を防止する必要がある。

○消毒や害虫駆除においては、迅速適確に実施できるように県との連携を強化する必要がある。

【現在の水準を示す指標】

下水道施設の耐震対策：0%

農業集落排水施設の機能診断実施率：100% (R1)

下水道BCPの策定：100% (R1)

下水処理場（管理棟）の耐震化率：100% (R1)

重要な管路の耐震化率：100% (R1)

予防接種法に基づく予防接種麻しん風しんワクチンの接種率第1期：93.3%、第2期：92.4% (R1)

感染症法に基づく消毒等事業の実施：100% (R1)

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【脆弱性の評価】

○大規模災害時、市本庁舎は防災拠点として、市災害対策本部が設置されるとともに、県・自衛隊・消防等の関係諸機関と連携しながら災害応急対策が実施されるため、庁舎の十分な耐震性や関係諸機関が活動できる十分なスペース等を引き続き確保する必

要がある。

- 本市において、平成 28 年度に市業務継続計画（BCP）を策定しているが、非常時の初動期における行政機能の維持を引き続き図る必要がある。
- 情報システムの大規模自然災害対策を促進するとともに、被災時の復旧に係る訓練等を実施することにより、ICT-BCP の有効性と職員の対応能力の向上に継続的に取り組む必要がある。
- 民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、国や県、防災機関等を結ぶ総合防災情報ネットワークを整備しているが、大規模災害においても機能が失われないようシステムの維持管理を徹底する必要がある。【再掲】
- 大規模災害時に円滑な災害対応や市民生活の安定化確保等を図るためには、防災担当職員はもとより、全ての職員の危機管理意識や災害対応能力を身につけておく必要がある。
- 大規模災害時に、被災や交通の麻痺等により職員が登庁できず、必要な体制が構築できないことも想定し、職員の参集体制や災害対策要員の確保について、引き続き訓練を実施していく必要がある。
- 本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために防災対策を実施する責務があることから、災害発生時においてもその機能を確実に維持・発揮できるよう対策を促進する必要がある。
- 大規模災害時において行政機能が著しく低下した場合を想定し、関係機関との連携強化や民間との応援協定の締結等により、市全体として災害対応能力を維持するための方策を検討する必要がある。【再掲】
- 南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、市内において多数の負傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、本市では通常業務を停止し、応急対策業務等を優先することとなるが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応出来なくなる可能性がある。このため、国からの支援に加え、九州各県においては、九州・山口 9 県災害時応援協定等を、市町村間では相互応援協定を締結し他の自治体から支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要である。
【再掲】
- 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な被害が予想されるため被害を最小限に抑えることが重要である。このため国は被害全容を把握することなく救助・救急活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の支援活動を計画に基づき実施することとしている。本市においても大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させるために、受援計画を策定し、国や県と連携した受援体制を構築する必要がある。【再掲】
- 市立学校の耐震化率は 100% であるが、災害時には避難所等にも利用されることから、非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。【再掲】

○エネルギー供給源の多様化のため、防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入を促進する必要がある。【再掲】

○行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、大雨・地震対策等を着実に推進する必要がある。

【現在の水準を示す指標】

防災拠点となる公共施設の耐震化率：指定緊急避難所 100%、指定避難所 100% (R1)

消防施設の耐震化率：100% (R1) 【再掲】

公立小中学校耐震化率：100% (H27) 【再掲】

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【脆弱性の評価】

○民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ総合防災情報ネットワークを整備しているが、大規模災害においても機能が失われないようシステムの維持管理を徹底する必要がある。【再掲】

○情報システムの大規模自然災害対策を促進するとともに、被災時の復旧に係る訓練等を実施することにより、ICT-BCPの有効性と職員の対応能力の向上に継続的に取り組む必要がある。【再掲】

○沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。【再掲】

○南海トラフ地震等の大規模災害時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、優先供給施設の災害応急対策活動が円滑に進むように、国及び県の燃料供給計画に基づき石油連盟や県石油商業組合と協定を締結している。今後、供給手順等についてマニュアルを策定して燃料事業者や施設管理者等と情報共有を行う必要がある。

○社会経済システムが機能不全に陥らないためには、情報通信業と各産業との間には複雑な相互依存関係が存在しているため、そのような相互依存関係の見える化を図った上で脆弱性を評価する必要がある。

○情報通信の効果的・効率的な復旧のために、電気通信事業者との連携を図る応急活動体制の整備を「通信に関する関係者連絡会」により進め、電気通信事業者との相互認識共有及び情報・意見交換が必要である。

○本市庁舎等の防災拠点において、災害時に必要な情報を入手できるよう無線LAN環境の整備をさらに推進する必要がある。

○電力事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を密にしておく必要がある。

○緊急輸送道路に関連する橋梁設備について、耐震対策を推進することにより、災害時の交通の確保に加え、橋梁に布設されている水道管、光ケーブル等の途絶を防止する必要がある。

- 大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。【再掲】
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、大雨・地震対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。

【現在の水準を示す指標】

市街地等の幹線道路の無電柱化率：0%【再掲】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

【脆弱性の評価】

- 停電や停波によりテレビ・ラジオからの情報が得られないといった事態に備えて、SNSなどを活用して速やかに災害情報を発信できる体制を整える必要がある。
- 本市における防災行政無線等の整備、災害情報共有システム（Lアラート）を活用した災害情報の提供により、住民等への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を確実に推進する必要がある。
- 市民への災害情報提供のために整備している「市メール配信サービス」の登録者数の増加を図る必要がある。
- 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、本市における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる市民防災リーダーや防災士の育成を推進する必要がある。【再掲】
- 南海トラフ地震等の大規模災害時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、優先供給施設の災害応急対策活動が円滑に進むように、国及び県の燃料供給計画に基づき石油連盟や県石油商業組合と協定を締結している。今後、供給手順等についてマニュアルを策定して燃料事業者や施設管理者等と情報共有を行う必要がある。【再掲】
- 放送事業者及び通信事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を密にしておく必要がある。

【現在の水準を示す指標】

市メール配信サービス登録者数：10,600人（R1）【再掲】

本市の災害情報共有システム（Lアラート）の導入率：100%

自主防災組織活動カバー率：100%（R1）【再掲】

市民防災リーダー数：844名（R1）【再掲】

防災士数：197名（R2）【再掲】

防災ラジオ普及率：97%（R2）【再掲】

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下や金融サービス機能等の停止による市内経済の停滞

【脆弱性の評価】

- 商工会等と連携して、企業BCPの策定を促進することが必要である。
- 専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要がある。【再掲】
- BCPに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。【再掲】
- 企業等が地域の一員として平常時から市や消防団、自主防災組織等と連携を深める必要がある。【再掲】
- 被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等について事前にシミュレーションをしておく必要がある。
- 企業の被災及びサプライチェーンの寸断等を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・水害対策等を着実に推進する必要がある。

【現在の水準を示す指標】

BCPを策定している企業数：4社（R1）

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

【脆弱性の評価】

- 専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要がある。【再掲】
- BCPに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。【再掲】
- 工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を推進する必要がある。
- 南海トラフ地震等の大規模災害時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、優先供給施設の災害応急対策活動が円滑に進むように、国及び県の燃料供給計画に基づき石油連盟や県石油商業組合と協定を締結している。今後、供給手順等についてマニュアルを策定して燃料事業者や施設管理者等と情報共有を行う必要がある。【再掲】
- エネルギー供給施設の被災を防ぎ燃料供給ルートを確実に確保するため、道路の防災、震災対策や地震・水害対策等を着実に推進する必要がある。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

BCPを策定している企業数：4社（R1）【再掲】

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

【脆弱性の評価】

- 施設によっては、火災、煙、有害物質等の流出により、周辺的生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高める必要がある。【再掲】
- 消防本部等の施設整備、消防職員等の教育・訓練、消防団員の確保等の取組を進める必要がある。【再掲】
- 専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要がある。【再掲】
- BCPに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。【再掲】
- 企業等が地域の一員として平常時から市や消防団、自主防災組織等と連携を深める必要がある。【再掲】
- 地震による危険物保管施設や高圧ガス設備等の被害の軽減を図るため、設備の耐震化を促進するとともに、関係従事者の安全教育を推進し、災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 基幹的農業水利施設の長寿命化計画の策定や耐震化などハード対策を進める必要がある。
- 豪雨などにより浸食を受けやすい地域では、農地の浸食防止を目的とした排水路整備を進めるとともに、排水機場やため池を整備することにより、農地や農業用施設の被害防止軽減を推進する必要がある。
- 人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び「ため池ハザードマップ」の作成を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。【再掲】
- 産業施設及び周辺の道路の防災、震災対策や地震・水害対策等を着実に推進する必要がある。

【現在の水準を示す指標】

消防職員数：119名（R2）【再掲】

消防団員数：504名（R2）【再掲】

BCPを策定している企業数：4社（R1）【再掲】

ため池の耐震性点検の実施：0箇所【再掲】

ため池ハザードマップ作成：0箇所【再掲】

5-4 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止

【脆弱性の評価】

- 沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。【再掲】

- 大規模地震等が発生した場合、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける必要がある。【再掲】
- 地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。【再掲】
- 広域交通ネットワークを確保するため、特に緊急輸送道路に架かる特殊橋の耐震補強を確実に推進する必要がある。

【現在の水準を示す指標】

国道の改修率：79.0%（H31.4.1 車道幅員 5.5m以上）
 県道の改修率：42.4%（H31.4.1 車道幅員 5.5m以上）
 市道の改修率：55.1%（R1）

5-5 食料等の安定供給の停滞

【脆弱性の評価】

- 災害時にも食品流通に係る事業を維持もしくは早期に再開させることを目的として、市、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）等における連携・協力体制について検討する必要がある。
- 専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要がある。【再掲】
- 工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を推進する必要がある。
- BCPに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。【再掲】
- 物資輸送ルートを実際に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【再掲】
- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。
- 農道橋・林道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。【再掲】
- 食料等の供給ルートを実際に確保するため、道路等の地震・水害対策等を着実に進める必要がある。

【現在の水準を示す指標】

BCPを策定している企業数：4社（R1）【再掲】
 林道の整備状況：40km（R1）【再掲】

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や燃料、LPガスサプライチェーンの機能停止

【脆弱性の評価】

- 専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要がある。【再掲】
- 工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を推進する必要がある。【再掲】
- 災害時に燃料供給が混乱することが予想されることから、重要施設への燃料供給が図られるよう、燃料事業者等と平時から対象施設等について情報共有するとともに、供給体制の検討を行う必要がある。【再掲】
- 南海トラフ地震等の大規模災害時には、エネルギーネットワークの機能が停止することが予想されることから、これらの施設の復旧が円滑に進むように国と連携しながら通行可能な道路等の情報提供や支援を行う必要がある。
- エネルギー供給施設の被災を防ぎ燃料供給ルートを実際に確保するため、道路の防災、震災対策や地震・水害対策等を着実に推進する必要がある。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

BCPを策定している企業数：4社（R1）【再掲】

6-2 上水道の長期間にわたる機能停止

【脆弱性の評価】

- 上水道施設の耐震化及び老朽化対策が進められているが、事業費用が多額であることなどから、現状でその耐震適合率は約1割程度にとどまっており更なる耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。【再掲】
- 限りある水資源を有効に活用するため、健全な水循環の保全を進める必要がある。
- 上水道施設等の被災を防ぐため、周辺の洪水対策等を着実に進める必要がある。

【現在の水準を示す指標】

上水道基幹管路の耐震適合率：11.9%（R1）【再掲】

上水道の重要給水施設への基幹管路の耐震適合箇所：5箇所（R1）【再掲】

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【脆弱性の評価】

- 下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道BCPに基づく防災訓練を実施するとともに、下水道施設の戦略的維持管理・更新【ストックマネジメント（長寿命化）対策】を行う必要がある。【再掲】
- 浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。また、GISを活用した浄化槽台帳システムを整備し、設置・管理

状況などの把握情報の精度を高める必要がある。

【現在の水準を示す指標】

下水道施設の耐震対策：0%【再掲】

下水道BCPの策定：100%（R1）【再掲】

下水処理場（管理棟）の耐震化率：100%（R1）【再掲】

重要な管路の耐震化率：100%（R1）【再掲】

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

【脆弱性の評価】

○発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める必要がある。【再掲】

○沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。【再掲】

○地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。【再掲】

○物資輸送ルートを実際に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【再掲】

○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。

【再掲】

○地域交通ネットワークの被災を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・水害対策等を着実に推進する必要がある。

○農道橋・林道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

国道の改修率：79.0%（H31.4.1 車道幅員5.5m以上）【再掲】

県道の改修率：42.4%（H31.4.1 車道幅員5.5m以上）【再掲】

市道の改修率：55.1%（R1）

林道の整備状況：40km（R1）【再掲】

7-1 市街地での大規模火災の発生

【脆弱性の評価】

○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、本市における自主防災組織の充実強化を促進すると

ともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる市民防災リーダーや防災士の育成を推進する必要がある。【再掲】

- 住宅用火災警報器の設置はある程度進んでいるが、法律による義務化以前に建築された住宅への設置が課題であり、設置を促進する必要がある。また、通電後の火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置についても促進する必要がある。【再掲】
- 消防本部等の施設整備、消防職員等の教育・訓練、消防団員の確保等の取組を進める必要がある。【再掲】
- 発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める必要がある。【再掲】
- 土地区画整理事業等により、大規模地震等において延焼を防いだり、一時避難場所等の防災空間となる道路・公園等の整備を進めていく必要がある。【再掲】
- 市街地等において、避難路となる街路の整備を計画的に進めていく必要がある。【再掲】
- 大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。【再掲】
- 避難場所に指定された都市公園の計画的な更新・補修を行うことにより、安心な都市空間の形成を図る必要がある。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

自主防災組織活動カバー率：100%（R1）【再掲】

市民防災リーダー数：844名（R1）

防災士数：197名（R2）【再掲】

火災警報器設置率（一部設置含む）：63.99%（R1）【再掲】

消防職員数：119名（R1）【再掲】

消防団員数：504名（R1）【再掲】

市街地等の幹線道路の無電柱化率：0%【再掲】

7-2 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

【脆弱性の評価】

- 沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。【再掲】
- 住宅の耐震化率は年々向上しているものの、耐震化の必要性について引き続き啓発活動を行うとともに、木造住宅耐震化リフォーム推進事業の周知に努め、さらに制度拡充を図ることで活用を促していく必要がある。【再掲】
- 耐震改修促進法に基づく特定建築物等の耐震化率は年々向上しているものの、公共建築物に比べ民間建築物の耐震化率は低い状況にあることから、更なる耐震化を進める必要がある。【再掲】
- 耐震診断が義務付けられた民間の大規模建築物については、早期に安全性を確認する必要があるため、建築物耐震化促進事業の推進により、特に耐震化を促進する必要がある。

ある。【再掲】

- 耐震診断が義務付けられていない庁舎等の防災拠点建築物、その他不特定多数が利用する施設についても耐震化を促進する必要がある。【再掲】
- 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士の育成を推進する必要がある。
- 大規模災害時に迅速な道路啓開等が行えるよう、総合防災訓練等を通じて、建設関係団体等の関係機関との連携強化により災害対応能力を高める必要がある。【再掲】
- 発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める必要がある。【再掲】
- 大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

- 住宅の耐震化率：67.42%（H27）【再掲】
- 特定建築物の耐震化率：69.3%（R1）【再掲】
- 被災建築物応急危険度判定士：30名（R1）
- 被災宅地危険度判定士：18名（R1）
- 市街地等の幹線道路の無電柱化率：0%【再掲】

7-3 ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【脆弱性の評価】

- 人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び「ため池ハザードマップ」の作成を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。【再掲】
- 損傷時の社会的影響が大きい砂防関係施設について長寿命化計画を策定し、適切な維持管理や長寿命化を図る必要がある。

【現在の水準を示す指標】

- ため池の耐震性点検の実施：0箇所【再掲】
- ため池ハザードマップ作成：0箇所【再掲】

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

【脆弱性の評価】

- 有害物質の大規模拡散等は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高める必要がある。
- 地震による危険物保管施設や高圧ガス設備等の被害の軽減を図るため、設備の耐震化を促進するとともに、関係従事者の安全教育を推進し、災害対応能力の向上を図る必要がある。【再掲】
- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事

故発生を想定したマニュアルの見直し等を行い、国・県等の関係機関と連携して対応する必要がある。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【脆弱性の評価】

- 豪雨などにより浸食を受けやすい地域では、農地の浸食防止を目的とした排水路整備を進めるとともに、排水機場やため池を整備することにより、農地や農業用施設の被害防止軽減を推進する必要がある。【再掲】
- 人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び「ため池ハザードマップ」の作成を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。【再掲】
- 人工林の生育段階に見合った適切な間伐をはじめ、再生林や鳥獣害防止施設等の整備など、計画に基づく効率的な森林施業の実行に取り組むとともに、多様な森林の造成等により樹冠や根系の発達した樹木を育て、下層や林床の植生が豊かな森林づくりを進め、表層崩壊や風害の防止機能を向上させる必要がある。
- 山地災害危険地区の整備率を引き上げるため、県と連携して治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を合わせて推進する必要がある。
- 国土保全機能の保全を図るため、保安林の適切な管理・保全や改良、保安林の整備を進める必要がある。
- 森林の荒廃を防止し、土砂崩壊等の国土保全機能を十分発揮する上では、植えて、育てて、伐って利用し、また植えるという森林の循環が極めて重要であることから、木材の利用を促進するため、新たな利用先として期待されるCLT等をはじめ、木材の多様な利用技術開発に引き続き取り組むことが必要である。
- 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。

【現在の水準を示す指標】

防災重点ため池：7箇所（うち整備数：0箇所）（R1）【再掲】

ため池の耐震性点検の実施：0箇所【再掲】

ため池ハザードマップ作成：0箇所【再掲】

再生林面積：49.3ha（R1）

7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

【脆弱性の評価】

- 災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。
- 災害後の安全性への不安により本市への旅行等を控える観光客対策として、ホテル・交通等の市内観光事業者と連携した情報発信や旅行会社へのプロモーション等について検討しておく必要がある。

○専門家派遣やセミナー開催による中小企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要がある。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

BCPを策定している企業数：4社（R1）【再掲】

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

○南海トラフ巨大地震を想定し平成28年3月に策定した「宮崎県災害廃棄物処理計画」に基づく広域処理体制を構築する必要がある。

○策定している災害廃棄物処理計画の実効性を高める必要があるとともに、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、本市における災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保等を促進する必要がある。

【現在の水準を示す指標】

市災害廃棄物処理計画の策定：策定済（H28）

8-2 道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

○大規模災害時に迅速な道路啓開等が行えるよう、総合防災訓練等を通じて、建設関係団体等の関係機関との連携強化により災害対応能力を高める必要がある。【再掲】

○大規模災害発生時に市内の物資等が不足する場合を想定し、国や地方公共団体間における広域的な対策を円滑に実施できる体制の確立が必要である。【再掲】

○被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士の育成を推進する必要がある。【再掲】

○大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確認する必要がある。【再掲】

○地震・土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善を図る必要がある。

○過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるためには、平時から地域活性化の取組を進める必要がある。

【現在の水準を示す指標】

被災建築物応急危険度判定士：30名（R1）【再掲】

被災宅地危険度判定士：18名（R1）【再掲】

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、本市における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる市民防災リーダーや防災士の育成を推進する必要がある。【再掲】
- 消防本部等の施設整備、消防職員等の教育・訓練、消防団員の確保等の取組を進める必要がある。【再掲】
- 南海トラフ地震等の被害想定を踏まえ、災害時の応急仮設住宅の必要戸数を確保する必要がある。南海トラフ地震の被害想定では、大量の応急仮設住宅が必要となるため、建設仮設住宅の用地の確保及び借り上げ仮設住宅の円滑な供給体制の確立が必要である。
- 市社会福祉協議会等と連携し、平常時から市民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制を整備する必要がある。
- 被災者支援を行う民生委員・児童委員の欠員地区をなくし充足率 100%を目指す必要がある。【再掲】
- 過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。地域コミュニティの維持のため、路線バス等の地域交通網を確保する必要がある。【再掲】
- 過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるためには、平時から地域活性化の取組を進める必要がある。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

- 自主防災組織活動カバー率：100% (R1) 【再掲】
- 市民防災リーダー数：844名 (R1) 【再掲】
- 消防職員数：119名 (R2) 【再掲】
- 消防団員数：504名 (R2) 【再掲】
- 民生委員・児童委員充足率：100% (R1) 【再掲】

8-4 高速道路・鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 大規模地震等が発生した場合、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける必要がある。【再掲】
- 災害復旧を迅速に行うには、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが必須であり、地籍調査を推進する必要がある。
- 本市では、土地所有者の高齢化や地域からの人口流出、山林等の荒廃の進行などから、

土地の境界の確認に必要な人証や物証が失われつつあり、できるだけ早い時期に地籍調査を進める必要がある。

- 基幹インフラの被災を防ぐため、施設周辺及びアクセス道路等の洪水対策等を着実に進める必要がある。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

地籍調査進捗率：76.6% (R1)

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生による復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 浸水被害軽減のために、河川堤防の地震対策を着実に推進する必要がある。
- 内水浸水被害の解消及び軽減のため、揚水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進する必要がある。

【現在の水準を示す指標】

下水道による都市浸水対策達成率：78.5% 【再掲】

8-6 住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

- 罹災証明書発行の遅れは被災者の生活再建の遅れにつながるが、本市において大規模災害時に備えた人材育成等は十分とは言えないことから、本市での発行体制の整備に加え、他市町村、県による応援体制を構築する必要がある。
- 被災者支援の円滑な実施を行うため、本市における被災者台帳作成の事前準備等を促進する必要がある。さらに、被災者台帳・被災者支援システムの導入についても検討を進める必要がある。
- 南海トラフ巨大地震等の被害想定を踏まえ、災害時の応急仮設住宅の必要戸数を確保する必要がある。南海トラフ巨大地震の被害想定では、大量の応急仮設住宅が必要となるため、建設仮設住宅の用地の確保及び借り上げ仮設住宅の円滑な供給体制の確立が必要である。
- 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士の育成を推進する必要がある。【再掲】
- 市社会福祉協議会等と連携し、平常時から市民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制を整備する必要がある。【再掲】
- 被災者生活支援措置（被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金の貸付、母子父子寡婦福祉資金、災害時安心基金等）を迅速かつ円滑に実施するため、県と連携した実施体制を構築する必要がある。
- 専門家派遣やセミナー開催による中小企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業

のBCP策定を促進する必要がある。【再掲】

- BCPに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。【再掲】
- 被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等について事前にシミュレーションをしておく必要がある。【再掲】
- 地震等により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、労働局と連携し、離職者や求人・求職動向の把握、臨時職業相談窓口の設置等の早期再就職支援について事前にシミュレーションをしておく必要がある。
- 地震等により離職を余儀なくされた中小企業労働者で、生活費や子息の教育費に困窮した方に対する金融支援について、大規模災害時に速やかに対応できるよう関係機関と事前に協議・検討を行う必要がある。

【現在の水準を示す指標】

BCPを策定している企業数：4社（R1）【再掲】

被災建築物応急危険度判定士：30名（R1）【再掲】

被災宅地危険度判定士：18名（R1）【再掲】

【施策分野ごとの脆弱性評価の結果概要】

1 行政機能・消防等

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時に、被災や交通の麻痺等により職員が登庁できず、必要な体制が構築できないことも想定し、職員の参集体制や災害対策要員の確保について、引き続き訓練を実施していく必要がある。
- 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な被害が予想されるため被害を最小限に抑えることが重要である。このため国は被害全容を把握することなく救助・救急活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の支援活動を計画に基づき実施することとしている。本市においても大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させるために、受援計画を策定し、国や県と連携した受援体制を構築する必要がある。
- 大規模災害時に円滑な災害対応や市民生活の安定化確保等を図るためには、防災担当職員はもとより、全ての職員の危機管理意識や災害対応能力を身につけておく必要がある。
- 本市において、平成 28 年度に市業務継続計画（BCP）を策定しているが、市庁舎の建具飛散防止をはじめ、ライフライン供給システムの多重化を図るなど、非常時の初動期における行政機能の維持を図る必要がある。
- 本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために防災対策を実施する責務があることから、災害発生時においてもその機能を確実に維持・発揮できるよう対策を促進する必要がある。
- 大規模災害時、市本庁舎は防災拠点として、市災害対策本部が設置されるとともに、県・自衛隊・消防等の関係諸機関と連携しながら災害応急対策が実施されるため、庁舎の十分な耐震性や関係諸機関が活動できる十分なスペース等を引き続き確保する必要がある。
- 南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、緊急通行車両等や優先供給施設への燃料供給が確保できるよう国及び県において、各々広域的及び県域内での燃料供給に係る計画を策定し連携して体制の構築を図っている。今後は、緊急通行車両等や優先供給施設に燃料供給を行うための手順や関係機関との連携方法を具体的に定める必要がある。
- 風水害における避難指示等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、本市において明確な発令判断基準を整備するとともに、住民の早期避難に関する意識を向上させる必要がある。
- 避難行動の判断に必要なとなる河川や土砂災害などの情報を、迅速かつ的確に市民へ提供するため、宮崎県総合河川砂防情報システムを活用した情報提供を引き続き推進する必要がある。
- 被災者支援の円滑な実施を行うため、本市における被災者台帳作成の事前準備等を促進する必要がある。さらに、被災者台帳・被災者支援システムの導入についても検討

を進める必要がある。

- 被災者の避難所における生活環境整備と円滑な避難所運営のためには、本市における避難所運営マニュアルの作成を促進するとともに、避難者となる地域住民が主体的に避難所運営に関わるための取組を行う必要がある。
- 大規模地震による被害により避難所が使用不能になる事態や避難中の余震による二次被害から市民の命を守るため、避難所施設の耐震化（吊り天井等の非構造部材対策を含む）、老朽化対策及び機能強化を進める必要がある。
- 大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者、車中泊等避難所外の被災者に対する支援対策についても検討する必要がある。
- 市管理施設においては、市の避難所に指定されている施設はもとより、それ以外の施設においても、災害時には施設利用者に加え緊急避難してくる周辺住民等の安全な誘導及び避難を確保するため、誘導及び避難の受入対策について検討しておく必要がある。また指定管理者制度導入施設においても、職員以外の多数の利用者や周辺住民の避難が想定されることから、市と指定管理者間において災害時の避難所等としての対応方針、官民の役割、責任の所在、運営方法等を定めておく必要がある。
- 帰宅困難者に対する水・食料等の供給のため備蓄を推進する必要がある。
- 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、被災規模によっては避難所も被害を受けるため避難所収容数を避難者総数が上回り収容出来ない事態が発生する。全ての避難者を円滑に避難所に収容するには、県市町村相互応援協定等に基づき本市と県の間において広域的な避難に関する連携の取組を促進していく必要がある。
- 大規模災害において自衛隊、警察、消防等の活動拠点や、支援物資の受入拠点を確保するとともに、拠点機能を発揮するための必要な資機材を整備しておく必要がある。
- 道路利用者の休息施設や地域の拠点として利用されている「道の駅」は、その立地や設備等により、被災地支援の拠点としての活用が期待できることから、国や県等と連携し必要な整備を進める必要がある。
- 南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、市内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、本市では通常業務を停止し、応急対策業務等を優先することとなるが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応出来なくなる可能性がある。このため、国からの支援に加え、九州各県においては、九州・山口9県災害時応援協定等を、市町村間では相互応援協定を締結し他の自治体から支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要である。
- 罹災証明書発行の遅れは被災者の生活再建の遅れにつながるが、本市において大規模災害時に備えた人材育成等は十分とは言えないことから、発行体制の整備に加え、他市町村、県による応援体制を構築する必要がある。
- 大規模災害時に迅速な救助・救急活動、早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、総合防災訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要がある。

- 危険物取扱施設等の被災は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高めるとともに、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。
- 民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ総合防災情報ネットワークを整備しているが、大規模災害においても機能が失われないようシステムの維持管理を徹底する必要がある。
- 発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める必要がある。
- 情報システムの大規模自然災害対策を促進するとともに、被災時の復旧に係る訓練等を実施することにより、ICT-BCPの有効性と職員の対応能力の向上に継続的に取り組む必要がある。
- 大規模災害時には行政の支援等が円滑に行われない可能性があることから、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄を促進する必要がある。
- 生活必需品の備蓄は市民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われない可能性があること、また、大規模災害時には市外からの支援到達まで3日以上かかることが予想されることから、県、本市において計画的な備蓄を進める必要がある。
- 大規模災害時における早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、総合防災訓練等を通じて、関係機関の連携強化や災害対応能力を高める必要がある。
- 大規模災害発生時に市内の物資等が不足する場合を想定し、国や地方公共団体間における広域的な対策を円滑に実施できる体制の確立が必要である。
- 大規模災害においては、市民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であり、市民の備えや防災意識は高まってきているものの、更なる啓発が必要である。
- 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、本市における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる市民防災リーダーや防災士の育成を推進する必要がある。
- 市内小中学校での防災教育において、被害が想定される学校での教職員の災害対応能力を向上させるとともに、小中学校の発達の段階や各地域の実情に応じた計画的・系統的な防災教育を推進する必要がある。
- 防災行政無線や市メール配信サービス、全国瞬時警報システム（Jアラート）等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る必要がある。
- 今後増加が予想される訪日外国人旅行者や国内旅行者に対する避難情報の提供や避難誘導等の対策を推進する必要がある。

- 停電や停波によりテレビ・ラジオからの情報が得られないといった事態に備えて、SNSなどを活用して速やかに災害情報を発信できる体制を整える必要がある。
- 本市における防災行政無線等の整備、災害情報共有システム（Lアラート）を活用した災害情報の提供により、住民等への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を確実に推進する必要がある。
- 不特定多数の者が集まる施設に対し、災害情報等の啓発・関係機関との連携を行う必要がある。
- 市民への災害情報提供のために整備している「市メール配信サービス」の登録者数の増加を図る必要がある。
- 災害時は様々な情報が発信され混乱を生じることから、SNSの活用等、災害時の情報発信、収集手段の充実を図る必要がある。
- 災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。
- 施設によっては、火災、煙、有害物質等の流出により、周辺的生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高める必要がある。
- 消防本部等の施設整備、消防職員等の教育・訓練、消防団員の確保等の取組を進める必要がある。
- 大規模災害時において行政機能が著しく低下した場合を想定し、関係機関との連携強化や民間との応援協定の締結等により、市全体として災害対応能力を維持するための方策を検討する必要がある。
- 孤立集落に対する救急救助活動、救援物資搬送等を行うためにはヘリコプターの活用が不可欠であるため、効率的な活動のための体制を整備する必要がある。また、自衛隊ヘリコプターや他の都道府県防災ヘリコプターの協力が必要な場合を想定し、関係機関のヘリの運用方法等について事前に検討が必要である。

2 住宅・都市

【脆弱性の評価】

- 耐震改修促進法に基づく特定建築物等の耐震化率は年々向上しているものの、公共建築物に比べ民間建築物の耐震化率は低い状況にあることから、更なる耐震化を進める必要がある。
- 耐震診断が義務づけされた民間の大規模建築物については、早期に安全性を確認する必要があるため、建築物耐震化促進事業の推進により、特に耐震化を促進する必要がある。
- 耐震診断が義務付けられていない市庁舎等の防災拠点建築物、その他不特定多数が利用する施設についても耐震化を促進する必要がある。
- 住宅の耐震化率は年々向上しているものの、耐震化の必要性について引き続き啓発活動を行うとともに、木造住宅耐震化リフォーム推進事業の周知に努め、さらに制度拡

充を図ることで活用を促していく必要がある。

- 沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。
- 市立学校の耐震化率は100%であるが、災害時には避難所等にも利用されることから、非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。
- 大規模盛土造成地の崩壊による災害を防止し、宅地造成が行われた土地の安全性を確保するため、本市における位置図の作成・公表を継続する必要がある。
- 上水道施設の耐震化及び老朽化対策が進められているが、事業費用が多額であることなどから、現状でその耐震適合率は約1割程度にとどまっており更なる耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。
- 下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復を図られるよう下水道BCPに基づく防災訓練を実施するとともに、下水道施設の戦略的維持管理・更新【ストックマネジメント（長寿命化）対策】を行う必要がある。
- 内水浸水被害の解消及び軽減のため、揚水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進する必要がある。
- 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士の育成を推進する必要がある。
- 建築基準法に基づく特殊建築物について、防火施設、避難施設の整備等、建築物の維持保全が適正に実施される必要がある。
- 住宅用火災警報器の設置はある程度進んでいるが、法律による義務化以前に建築された住宅への設置が課題であり、設置を促進する必要がある。また、通電後の火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置についても促進する必要がある。
- 市街地等において、避難路となる街路の整備を計画的に進めていく必要がある。
- 土地区画整理事業等により、大規模地震等において延焼を防いだり、一時避難場所等の防災空間となる道路・公園等の整備を進めていく必要がある。
- 大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。
- 避難場所に指定された都市公園・広場等の計画的な更新・補修を促進し、安心な都市空間の形成を図る必要がある。
- 学校施設において、災害発生時の児童生徒の安全確保及び、避難所として継続的に運用できるように、学校施設の非構造部材の耐震対策等を進める必要がある。
- 市立都市公園施設等については、公園利用者の安全対策はもとより、災害時の一時避難施設や救援物資の集積等の防災拠点として、各施設の耐震化等の推進が必要である。
- 南海トラフ地震等の被害想定を踏まえ、災害時の応急仮設住宅の必要戸数を確保する必要がある。南海トラフ地震の被害想定では、大量の応急仮設住宅が必要となるため、建設仮設住宅の用地の確保及び借り上げ仮設住宅の円滑な供給体制の確立が必要である。

- コンビニエンスストア等との帰宅困難者支援のための水・食料・トイレ使用等の協定を検討する必要がある。
- 帰宅困難者や負傷者の安全確保を目的に、一時避難施設としての都市公園の整備を促進する必要がある。
- 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。
- 過疎化等による地域コミュニティの衰退は、地域防災力の低下に繋がることから、特に中山間地域を中心とした地域の維持・活性化を図る必要がある。

3 保健医療・福祉

【脆弱性の評価】

- 高齢者、障がい者等の要配慮者が利用する福祉施設の被災及び機能停止は、そのまま利用者の生命に関わることから、災害時にも利用者や職員のいのち、生活を守りながら施設の機能が維持され業務が継続される必要がある。
- 高齢者・障がい者・こども関連施設において非常災害に関する具体的計画の作成、避難体制の整備を行うとともに、定期的な従業者への周知及び避難訓練を行う必要がある。
- 災害により病院機能が麻痺することは、入院患者はもとより医療措置の必要な被災者の生命に関わることから、災害時においても病院機能を維持した上での被災患者を含めた患者すべての診療が、発災直後からの初動期、急性期、その後の亜急性期、慢性期へと変化する災害のフェーズに対して継ぎ目無く可及的円滑に行われる必要がある。
- 医療・福祉施設における自立・分散型エネルギー整備の導入を進める必要がある。
- 医療・福祉施設における非常用電源・自家発電装置、受水槽の設置等及び物資の備蓄を促進する必要がある。
- 災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害医療従事者の受け入れが円滑に行われるよう、災害拠点病院との連携を図る必要がある。
- 主に災害急性期以降における医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援を行う日本医師会災害医療チーム（JMAT）等の医療救護班との連携体制を構築する必要がある。
- 災害発生時には、広域災害救急医療情報システム（EMIS）での入力・情報共有を図るよう、医療施設等の関係機関を対象にした研修会等を実施する必要がある。
- ドクターヘリの運用、航空搬送拠点臨時医療施設の運営等、大規模災害における広域医療搬送等を想定した体制の整備を図る必要がある。
- 孤立集落においても医療措置が必要な患者が発生した場合に医療活動が実施できる体制を整備する必要がある。
- 災害時における支援活動に関する協定締結団体等と、災害時に必要とされる医薬品、医療機器等の円滑な供給体制を構築する必要がある。

- 避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から予防接種を促進し感染症の発生を防止する必要がある。
- 消毒や害虫駆除においては、迅速適確に実施できるように県との連携を強化する必要がある。
- 避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため、県や関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備する必要があるとともに、自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者の健康対策についても検討する必要がある。
- 高齢者、障がい者や乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時に配慮が必要ないわゆる要配慮者に対しては、それぞれの特性に応じた避難対策の支援を検討する必要がある。
- 認知症高齢者グループホーム等の高齢者施設では、入居者の安全を確保するために施設の防災機能を向上させる必要がある。
- 本市において災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のため特に避難を必要とする避難行動要支援者名簿の作成及び避難行動要支援者ひとり一人の個別支援計画の作成を促進する必要がある。
- 個別支援計画に基づく災害時の避難支援等を実行性のあるものとするため、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくこととともに、防災や福祉、保健、医療等の各分野の関係者や機関同士が連携して取り組む必要がある。
- 土砂災害警戒区域等災害が想定される区域にある学校・福祉施設等においては避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る必要がある。
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受入れるため、本市における福祉避難所の確保を促進する必要がある。
- 福祉分野における、発災直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等のための災害福祉広域支援ネットワークの構築を検討する必要がある。
- 市社会福祉協議会等と連携し、平常時から市民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制を整備する必要がある。
- 被災者支援を行う民生委員・児童委員の欠員地区をなくし充足率 100%を目指す必要がある。
- 被災者生活支援措置（被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金の貸付、母子父子寡婦福祉資金、災害時安心基金等）を迅速かつ円滑に実施するため、県と連携した実施体制を構築する必要がある。

4 エネルギー・情報通信

【脆弱性の評価】

- エネルギー供給源の多様化のため、庁舎や学校、避難誘導道路等の災害時に不可欠な機能を有する施設や防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入を促進する必要がある。

る。

- 南海トラフ地震等の大規模災害時における燃料供給等については、災害応急対策活動に支障が生じないように緊急通行車両等や優先供給施設の供給について国や県の燃料供給計画に基づき、石油商業組合や石油連盟と協定等を締結し、中核SS等からの燃料供給体制の構築体制を図る必要がある。
- 南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、緊急通行車両等や優先供給施設への燃料供給が確保できるよう国及び県において、各々広域的及び県域内での燃料供給に係る計画を策定し連携して体制の構築を図っている。今後は、緊急通行車両等や優先供給施設に燃料供給を行うための手順や関係機関との連携方法を具体的に定める必要がある。
- 災害時に燃料供給が混乱することが予想されることから、重要施設への燃料供給が図られるよう、燃料事業者等と平時から対象施設等について情報共有するとともに、供給体制の検討を行う必要がある。
- 電力事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を密にしておく必要がある。
- 社会経済システムが機能不全に陥らないためには、情報通信業と各産業の間には複雑な相互依存関係が存在しているため、そのような相互依存関係の見える化を図った上で脆弱性を評価する必要がある。
- 情報通信の効果的・効率的な復旧のために、電気通信事業者との連携を図る応急活動体制の整備を「通信に関する関係者連絡会」により進めているが、電気通信事業者との相互認識共有及び情報・意見交換が必要である。
- 放送事業者及び通信事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を密にしておく必要がある。
- 市庁舎等の防災拠点において、災害時に必要な情報を入手できるよう無線LAN環境の整備をさらに推進する必要がある。
- 南海トラフ地震などの大規模災害が発生した時は、電力の供給停止や通信事業者による通話統制が行われ固定電話や携帯電話などの情報通信システムの使用が制限されるため避難施設等の状況確認が困難になる。このため災害時に指定避難所等との通信手段を確保するため災害用通信設備（災害用特設公衆電話・特設公衆Wi-Fi）の早急な設置や非常用電源設備の確保の整備を進めて行く必要がある。
- 消防などの災害時に救助活動等の対応が必要な機関においては、隊員の食料や活動に必要なとされる車両等の燃料について、備蓄を行うとともに、災害時に十分な供給が受けられる体制を構築する必要がある。

5 産業

【脆弱性の評価】

- 大規模災害が発生した場合、不特定多数の者が利用する中小企業の建築物の倒壊により多数の人的被害が想定されるため、特に耐震化を推進する必要がある。
- 専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要があるとともに、BCPに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。
- 工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を推進する必要がある。
- 企業等が地域の一員として平常時から市や消防団、自主防災組織等と連携を深める必要がある。
- 事業者等において帰宅困難な従業員のための備蓄等を促進する必要がある。
- 被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等について事前にシミュレーションをしておく必要がある。
- 地震等により離職を余儀なくされた中小企業労働者で、生活費や子息の教育費に困窮した方に対する金融支援について、大規模災害時に速やかに対応できるよう関係機関と事前に協議・検討を行う必要がある。
- 地震等により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、労働局と連携し、離職者や求人・求職動向の把握、臨時職業相談窓口の設置等の早期再就職支援について事前にシミュレーションをしておく必要がある。
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持もしくは早期に再開させることを目的として、市、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）等における連携・協力体制について検討する必要がある。
- イベント等の開催時期においては、特定の地域に多数の観光客等が集まるため、大規模地震等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。
- 災害後の安全性への不安により本市への旅行等を控える観光客対策として、ホテル・交通等の市内観光事業者と連携した情報発信や旅行会社へのプロモーション等について検討しておく必要がある。
- 地震による危険物保管施設や高圧ガス設備等の被害の軽減を図るため、設備の耐震化を促進するとともに、関係従事者の安全教育を推進し、災害対応能力の向上を図る必要がある。

6 交通・物流

【脆弱性の評価】

- 地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。
- 南海トラフ地震等の大規模災害時には、エネルギーネットワークの機能が停止するこ

とが予想されることから、これらの施設の復旧が円滑に進むように国と連携しながら通行可能な道路等の情報提供を行い支援を行う必要がある。

- 広域交通ネットワークを確保するため、特に緊急輸送道路に架かる特殊橋の耐震補強を確実に推進する必要がある。
- 物資輸送ルートを確実に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。
- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。また、農道橋・林道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。
- 緊急輸送道路に関連する橋梁設備について、耐震対策を推進することにより、災害時の交通の確保に加え、橋梁に施設されている水道管、光ケーブル等の途絶を防止する必要がある。
- 同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について検討する必要がある。
- 大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確保する必要がある。
- 大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。
- 災害時における生活必需品について、民間事業者等との物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通備蓄の整備を進める必要がある。
- 大規模地震等が発生した場合、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける必要がある。
- 過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。地域コミュニティの維持のため、路線バス等の地域交通網を確保する必要がある。
- 南海トラフ地震などの大規模災害発生時において県や本市では必要な物資を迅速に調達することは困難なため避難者への食料供給が低下する。このため国はプッシュ型により必要不可欠な物資調達を県に供給する計画となっている。県では県外からの多量の物的支援を円滑に受入れ、避難者へ迅速に届けるため国の計画と連動して県の物資調達に係る計画を策定しているが、今後は計画の実効性を高めるためにマニュアルの整備や本市においても物資調達に係る計画を策定する必要がある。

7 農林水産

【脆弱性の評価】

- 豪雨などにより浸食を受けやすい地域では、農地の浸食防止を目的とした排水路整備を進めるとともに、排水機場やため池を整備することにより、農地や農業用施設の被害防止軽減を推進する必要がある。

- 基幹的農業水利施設の長寿命化計画の策定や耐震化などハード対策を進める必要がある。
- 人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び「ため池ハザードマップ」の作成を行うとともに、マップの周知を図る必要がある、また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。
- 人工林の生育段階に見合った適切な間伐をはじめ、再造林や鳥獣害防止施設等の整備など、計画に基づく効率的な森林施業の実行に取り組むとともに、多様な森林の造成等により樹冠や根系の発達した樹木を育て、下層や林床の植生が豊かな森林づくりを進め、表層崩壊や風害の防止機能を向上させる必要がある。

8 国土保全

【脆弱性の評価】

- 河川堤防の耐震対策や水門等の地震対策、既存の河川管理施設の老朽化対策等を推進する必要がある。しかしながら、施設整備だけでは自然災害に対応するには限界があることから、関係機関が連携してハード対策の着実な推進を図るとともに、警戒・避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた防災・減災対策が必要である。
- 浸水被害軽減のために、河川堤防等の地震対策を着実に推進する必要がある。
- 水害を未然に防止し、被害を最小化するため、河川整備と既存の河川を適切に維持管理するとともに、ダム管理者と連携を図りながら老朽化対策を進める必要がある。
- 施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所から重点的・集中的に行う必要がある。
- 防災拠点、ライフライン施設、重要産業施設、エネルギー供給施設、輸送基盤施設・基幹交通ネットワーク、上水道施設等の被災を防ぐとともに、救助・物資等の輸送ルートを実際に確保するため、施設周辺や道路等の防災、震災対策及び地震、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。
- 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、震災対策等を着実に推進する必要がある。
- 交通インフラの被災、企業の被災及びサプライチェーンの寸断等を防ぐとともに通学路を確保するため、道路の防災、震災対策や地震対策等を着実に推進する必要がある。
- 住民の円滑な避難のため、本市における土砂災害ハザードマップの定期的な見直しを行うとともに、ハザードマップを活用した住民の避難訓練の実施により早期避難を促進する必要がある。
- 本市の山地災害危険地区は245箇所あり、山地に起因する自然災害から人命・財産の保護を図るため、引き続き、県と連携して治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を合わせて推進する必要がある。
- 国土保全機能の保全を図るため、保安林の適切な管理・保全や改良、保安林の整備を進める必要がある。
- 森林の荒廃を防止し、土砂崩壊等の国土保全機能を十分発揮する上では、植えて、育

てて、伐って利用し、また植えるという森林の循環が極めて重要であることから、木材の利用を促進するため、新たな利用先として期待されるCLT等をはじめ、木材の多様な利用技術開発に引き続き取り組むことが必要である。

- 損傷時の社会的影響が大きい砂防関係施設について長寿命化計画を策定し、適切な維持管理や長寿命化を図る必要がある。
- 人命・財産への影響のあるため池の耐震性の照査及び「ため池ハザードマップ」の作成を行うとともに、マップの周知を図る必要がある、また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。
- 地震・土砂災害等の災害時に道路警戒等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善を図る必要がある。
- 気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まることが懸念されることから、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進めるため、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県、市が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する必要がある。
- 洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップ等の作成・公表を促進する必要がある。本市においても、住民に分かりやすいハザードマップの検討を進める必要がある。また、配布されたハザードマップが有効に活用されることが大切であることから、県等と連携した啓発を推進する必要がある。
- 土砂災害発生危険性の高い箇所において対策工事を推進しているが、その整備率は低く、ハード対策に併せソフト対策による早期避難への支援が必要である。
- 県と連携し、危険箇所の基礎調査の実施及び結果の公表等により危険な箇所を周知するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。
- 内水浸水被害の解消及び軽減のため、揚水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進する必要がある。
- 災害復旧を迅速に行うには、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが必須であり、地籍調査を推進する必要がある。また、土地所有者の高齢化や地域からの人口流出、山林等の荒廃の進行などから、土地の境界の確認に必要な人証や物証が失われつつあり、できるだけ早い時期に地籍調査を進める必要がある。
- 限りある水資源を有効に活用するため、健全な水循環の保全を進める必要がある。

9 環境

【脆弱性の評価】

- 浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。また、GISを活用した浄化槽台帳システムを整備し、設置・管理状況などの把握情報の精度を高める必要がある。

- 南海トラフ巨大地震を想定し平成 28 年 3 月に策定した「宮崎県災害廃棄物処理計画」に基づく広域処理体制を構築する必要がある。
- 策定している災害廃棄物処理計画の実効性を高める必要があるとともに、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、本市における災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保等を促進する必要がある。
- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの見直し等を行い、国・県等の関係機関と連携して対応する必要がある。

第5章 地域強靱化の推進方針

1 施策分野

本計画の対象となる施策の分野は、脆弱性評価を行うに当たり設定した以下9つの個別施策分野と4つの横断的分野とする。

【個別施策分野】

- | | | |
|--------------|---------|-----------|
| ① 行政機能・消防等 | ② 住宅・都市 | ③ 保健医療・福祉 |
| ④ エネルギー・情報通信 | ⑤ 産 業 | ⑥ 交通・物流 |
| ⑦ 農林水産 | ⑧ 国土保全 | ⑨ 環 境 |

【横断的分野】

- | | | |
|----------------|---------|-------------|
| ① リスクコミュニケーション | ② 老朽化対策 | ③ 産学官民・広域連携 |
| ④ 地域活性化 | | |

2 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針

1で設定した13の施策分野ごとの推進方針を以下に示す。

これら13の推進方針は、8つの「事前に備えるべき目標（10ページ参照）」に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類してとりまとめたものである。

なお、各施策分野ごとの成果指標及び目標値は、令和3年度に策定した市の総合計画後期基本計画における各施策の成果指標及び目標値を追記するものとする。

◎文中の【】内の文字は施策に関連のある市の担当課を表す

- | | | |
|------------|----------------|--------------|
| 【総務】 総務課 | 【危機】 危機管理課 | |
| 【企画】 企画政策課 | 【地方】 地方創生課 | 【健都】 健康都市推進室 |
| 【農業】 農業振興課 | 【畜産】 畜産課 | 【商工】 商工観光課 |
| 【建設】 建設課 | 【管財】 管財課 | |
| 【市民】 市民課 | 【税務】 税務課 | 【生活】 生活環境課 |
| 【福祉】 福祉課 | 【長寿】 長寿介護課 | 【こども】 こども課 |
| 【健康】 健康推進課 | | |
| 【学校】 学校教育課 | 【スポーツ】 スポーツ振興課 | 【社会】 社会教育課 |
| 【水道】 上下水道課 | 【病院】 市立病院 | |
| 【須木】 須木庁舎 | 【野尻】 野尻庁舎 | |

《個別施策分野の推進方針》

1 行政機能・消防等

(市災害対策本部体制の充実・強化)

- 大規模地震の発生等を想定した場合、災害対策本部要員が登庁できず、また、災害が長期化した場合に必要な体制が維持できないなどの問題が生じる恐れがあることから、小林市BCP計画に基づき職員の出勤場所を明らかにするなど災害対策本部機能の充実を図る。【危機】
- 災害対策支援情報システムや市防災システムの確実な運用、また、職員、消防団等による現場派遣など、被災状況等の情報を迅速かつ確実に収集するとともに、災害対策本部における情報共有・分析、受援調整、広報機能を強化することにより、これを的確に整理・分析し、応急対策に生かすための体制整備を図る。【危機】
- 大規模災害時に本市が行う災害応急・復旧活動を支援する県職員の応援派遣制度について検討を進める。【危機】

3-1

(支援の受入体制の構築)

- 県外からの広域応援部隊等の人的支援や食料等の物的支援を円滑に受入れるため、市では県の実施計画を踏まえた受援計画の策定を図り、防災訓練等を通じて、その実効性を高めていく。また、各種防災拠点の充実や市外からの多様な応援主体との連携円滑化等の観点から、受援計画が一層効果的なものとなるよう見直しを進めていく。【危機】

2-1 2-4 2-7 3-1

(市職員の災害対応能力の向上)

- 大規模災害時の円滑な応急活動のための職員行動要領の充実を図ると共に、様々な防災関連の研修、セミナー等への積極的な参加や総合防災訓練等を通して防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。【危機】【総務】

3-1

(小林市業務継続計画（BCP）の推進)

- 平成28年度に策定した小林市業務継続計画（BCP）について、毎年度、適切な進捗管理や訓練の実施、内容の見直し等を行いながら、より充実した計画になるようバージョンアップを図る。また、市庁舎の建具飛散防止をはじめ、電力や上下水道等のライフラインが確保できるよう供給システムの多重化を図るなどの必要な対策を推進していくことにより、非常時の初動期における行政機能の維持を図る。【危機】【各部局】

3-1

(市の防災体制の充実)

- 本市の首長や職員を対象とした研修、総合防災訓練等に参加するとともに、防災関係機

関や住民等との連携強化を促進する。また、本市が災害発生時においてもその機能を確実に維持・発揮できるよう、研修会の開催等により、本市における業務継続計画（BCP）を充実させる。【危機】

- 本市において、平時から、被災後発生すると想定される業務の整理・確認や職員への研修、訓練を通じて災害対応力を強化するとともに、業務内容のフロー図等によるマニュアル化を図り、外部からの受援が円滑に行われるよう調整する。【危機】

3-1

（防災拠点となる市施設の耐震化等）

- 大規模災害時に市民の生命や財産を守る司令塔として、本庁舎のさらなる機能強化を継続的に図る。【危機】
- 須木庁舎及び野尻庁舎は、情報通信副拠点として位置付けているため、円滑な災害対応が実施できるよう、地域における防災拠点としての機能強化を図る。【危機】【須木】【野尻】

3-1

（災害緊急車両、重要施設への燃料供給体制の確立）

- 災害時に燃料供給が混乱することが予想されることから、緊急車両や重要施設への燃料供給が図られるよう、燃料事業者等と平時から対象施設等について情報共有するとともに、供給体制の検討を進める。【危機】

2-5

（避難情報の的確な発令）

- 風水害における避難指示等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府）」に基づき市において明確な発令判断基準の整備を図るとともに、防災訓練の実施や住民との対話による確実な避難の実施を図る。【危機】

1-4 1-5 1-6

（被災者台帳の整備促進）

- 被災者支援の円滑な実施を行うため、本市における被災者台帳・被災者支援システムの導入を促進する。【危機】

8-6

（避難所における生活環境の改善）

- 被災者の生活支援として、必要な物資の確保や配給体制の整備、仮設トイレや移動入浴車の配備及び心身ケア体制の整備、要配慮者への支援など様々な対応が必要となることから、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」「避難所運営ガイドラ

イン」(いずれも内閣府)等を基に、避難所運営マニュアルを逐次見直すとともに、避難者となる地域住民による運営ルールの検討、避難所運営訓練の実施等、市と住民が連携した取組を促進する。また、大量の避難者の受け入れに備え、被災自治体と周辺の自治体との連携のあり方等についても検討を進める。【危機】

2-2

(避難所の耐震化・機能強化)

- 大規模地震における避難所の確保及び余震による二次被害から市民の命を守るため、本市が避難所として指定する施設については、施設管理者の協力の下、施設の耐震化、老朽化対策及び機能強化を促進する。【危機】

2-2

(避難所外避難者対策)

- 大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者対策として、本市における避難者の把握、物資や災害情報の提供、健康管理等の対策検討を促進するとともに、民間団体や災害ボランティアとの連携による支援についても検討を進める。【危機】

2-2

(市有施設利用者等の安全対策)

- 市管理施設においては、本市の避難所に指定されている施設はもとより、それ以外の施設においても、災害時には施設利用者に加え緊急避難してくる周辺住民等の安全な誘導及び避難を確保するため、対応マニュアル等を整備するとともに、一時避難スペースの確保、水・食料等の備蓄等の対策を進める。また、指定管理者制度導入施設においても、市と指定管理者間において災害時の避難所等としての対応方針、官民の役割、責任の所在、運営方法等について事前に検討を行う。【危機】【各部局】

2-2 2-6

(広域避難対策)

- 大量の避難者の発生、避難所の被災等により避難所が不足することを想定し、県内市町村間での避難者受入に係る連携の取組を推進する。また、沿岸部から内陸部への広域避難について具体的な検討を進める必要があるとともに防災訓練を通じ、広域的な避難訓練を実施することにより市町村間の連携の取組を促進する必要がある。【危機】

2-2

(災害時の活動拠点等の整備)

- 国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」及び県の「宮崎県実施計画」に基づき緊急輸送地域ルートを選定、救助活動拠点、広域物資輸送拠点を選

定しているが、今後は各拠点の機能強化を図るため、資機材等の配備を行うとともに、広域物資輸送拠点の代替拠点等の追加指定を行い、体制の強化を図る。特に、「道の駅」はその立地や設備等により、防災拠点としての活用が期待できることから、国や県と連携し、広域支援部隊が参集する後方支援拠点機能や、物資集積拠点機能、避難者受入機能など、それぞれの道の駅にふさわしい防災機能の充実を図る。【危機】【管財】【野尻】

2-1

(自治体間の応援体制の構築)

- 大規模災害発生時の自治体間や関係機関等との相互協力体制の整備充実を図るとともに、関係機関が一体となった訓練等を通じて災害対応能力を高める。【危機】【各局】

2-1 3-1 8-2

(広域火葬体制の構築)

- 大規模災害により、平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあることから、県内及び近隣県の火葬場を活用した広域火葬を実施するため、連絡担当部局や火葬場情報の把握、要請・応援に係る手順等を定めた計画策定及び体制構築を推進する。【企画】【生活】

2-8

(罹災証明交付体制の確立)

- 罹災証明発行の遅れは被災者の生活再建の遅れにつながるが、本市において大規模災害時に備えた人材育成等は十分とは言えないことから、罹災証明発行に関する市独自のマニュアル作成、人材育成や県内外からの応援受入に関する計画策定を促進する。【危機】

8-6

(防災関係機関の連携強化)

- 大規模災害時には、膨大な数の負傷者や要救助者が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、救助活動拠点等を活用した総合防災訓練の実施等により人命救助のための体制・環境整備を図る。【危機】【各局】
- 被災者の救助をはじめ、支援物資の調達等が迅速に図られるよう、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州防災連絡会、総合防災訓練等様々な機会を捉えて自衛隊をはじめとする国、県の関係機関との連携強化を図る。【危機】【各局】
- 物資の調達や燃料の確保等にかかる災害時応援協定の締結内容を充実させるとともに、当該協定に基づく応援内容が円滑に行われるよう、連絡体制の見直しや、訓練の実施、企業や民間団体における事業継続計画の策定を促進する。【危機】【各局】

2-1 2-3 2-4 2-7 3-1 5-3 7-2 7-4 8-2

(総合防災情報ネットワークの整備)

- 民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、職員が災害活動時に使用する衛星携帯電話等の整備を推進する。【危機】
- 住民一人ひとりに対し、より迅速、確実に災害関連情報を伝達するため、防災行政無線(防災ラジオ)に加え、Lアラートやエリアメール・緊急速報メール、市のメール配信システムなど、多様化を促進する。【危機】
- 東日本大震災では、非常用電源の燃料枯渇が大きな問題となったため、使用可能時間を踏まえた燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的確保を推進する。【危機】
- 災害時に国、電気通信事業者から電源車や衛星携帯電話の貸し出しを受け、本市の情報伝達手段を確保することも想定し、関係機関との連携を強化する。【危機】

1-3 3-1 4-1

(道路交通情報の把握)

- 発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報(車の位置・時間情報等を集積したデータ)の活用について検討を進めるとともに、発災後、迅速な道路交通情報の把握、提供ができるよう、初動体制の構築を図る。【危機】【建設】

2-1 2-3 2-6 2-7 6-4 7-1 7-3

(ICT部門の業務継続計画(ICT-BCP)の推進)

- 東日本大震災や熊本地震の被災状況等を教訓として、情報システムの大規模自然災害対策を推進する。また、被災時の人員体制の整備や復旧に係る訓練の実施により、ICT-BCPの有効性と職員の対応能力の向上に継続的に取り組む。【企画】

3-1 4-1

(本市における備蓄推進)

- 生活必需品の備蓄は市民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われない可能性があること、また、大規模災害時には県外からの支援到達まで3日以上かかることが予想されることから、南海トラフ巨大地震の想定避難者数を踏まえ、本市の役割分担、備蓄量等を定めた備蓄計画に沿った計画的な備蓄を推進する。【危機】

2-1 2-6

(市民の防災意識の啓発)

- 大規模災害において、市民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントやテレビ、インターネット、防災講話を活用した防災知識の普及及び防災意識の啓発を計画的に推進し実効性を高めるとともに、特に、家屋の耐震化や早

期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。【危機】

1-1 1-3 1-4 2-1 2-3

(自主防災組織等の活性化推進)

- 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織による資機材の整備や避難所運営訓練、研修会等の実施により、本市における自主防災組織の育成・活性化を図る。【危機】
- 地域における防災活動のリーダーとなる市民防災リーダーや防災の担い手育成事業により、継続して地域の防災リーダー及び防災士の養成、能力向上を図る。【危機】

1-1 1-3 1-4 1-5 4-2 7-1 8-3

(学校における防災教育)

- あらゆる自然災害に備え、県が作成した「防災教育の手引き」や「防災教育資料集」、DVD教材の活用により教職員の災害対応能力を向上させるとともに、小中学校の発達の段階や各地域の実情に応じた計画的・系統的な防災教育を推進する。【学校】【危機】

1-3

(災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保、災害情報伝達手段の多様化)

- 災害発生や避難に関する情報を時間、地域によらず市民や観光客等に確実に伝達するために、全国瞬時警報システム（Jアラート）、防災行政無線（防災ラジオ）、衛星携帯電話、テレビ・ラジオ、CATV等様々な伝達手段を確保する。また、市メール配信サービスへの登録など、市民等へ情報伝達手段の周知・啓発を推進する。【危機】【各部局】
- 今後増加が予想される訪日外国人旅行者や国内旅行者に対する避難情報の提供や避難誘導等の対策を推進する。【危機】【企画】【地方】
- 多くの利用者が集まる施設に対し、災害時の避難等に関する認識や理解を得られる様、関係機関との連携を図る。

1-4 1-5 4-2

(市民への広報、広聴機能の整備)

- 市ホームページや市メール配信サービス、防災ラジオ、市SNS（ツイッター、フェイスブック）を活用して速やかに災害・緊急情報を発信できる体制を整えるために、担当者以外の職員についても情報発信手順を習得する。また、広聴・情報収集手段として双方向の通信が可能なSNSの活用を推進するとともに、その他有効な手段について検討を行う。【企画】【危機】

2-2

(災害発生時の情報発信)

- 災害の種類、規模、経過時間などに応じて、速やかで的確な情報発信が可能となるよ

う、あらかじめ発信する情報の内容と伝達手段について検討を進める。【企画】【危機】
【建設】【農業】【生活】

7-6

(霧島山の火山対策の推進)

○霧島山周辺の本県及び鹿児島県の市町が活動火山対策特別措置法に基づく警戒地域に指定されたことから、霧島山で噴火が想定される4つの火口（えびの高原硫黄山、大幡池、新燃岳、御鉢）のうち、噴火警戒レベルに応ずる対応と、市における避難計画の策定、登山者等が集まる集客施設における避難確保計画の作成の促進、情報伝達体制、避難施設及び避難路の確保などソフト・ハード両面について、霧島山火山防災協議会で協議を実施しながら、霧島山に係る警戒避難体制の整備を図る。【危機】

1-5

(消防力の充実・強化)

○消防本部等の施設・設備等の整備、消防団員の確保などを図るとともに、消防職員・消防団員等の教育・訓練を実施するなど消防力の充実・強化に努める。【企画】【危機】

2-3 2-4 5-3 7-1 8-3

(消防施設における非常用電源設備等の整備)

○大規模災害時に住民からの通報を受信する電話回線や業務の遂行に必要な消防無線を使用するために、通信回線の冗長化の状況及び非常用発電設備の有無、運転可能時間、燃料の供給状況を確認し、災害に対応できる必要な措置を講じる。【企画】【管財】【危機】

3-1

成果指標及び目標値	令和2年度	令和7年度
自主防災訓練回数	2回	30回
市民防災リーダー数	907人	1,240人
災害ボランティアコーディネーター数	228人	360人
消防団員の定員充足率	94.7%	100.0%

2 住宅・都市

(建築物の耐震化)

○耐震改修促進法に基づく特定建築物等の耐震化率は年々向上しているものの公共建築物に比べ民間建築物の耐震化率は低い状況にあることから、耐震性が不足していると見込まれる建築物に対して、耐震化の必要性について啓発するとともに、大規模な民間建築物に対しては、耐震改修費等の補助事業を活用した耐震化を促進する。また、耐震改修工事が必要と見込まれている庁舎等に対しては、耐震改修費等の補助事業（長寿命化事業等）を活用し、公共施設等の適正な管理を推進する。【企画】【管財】【こども】

(住宅の耐震化)

- 住宅の耐震化率は年々向上しているものの全国平均値約82%には届いていない状況にある。耐震性が不足していると見込まれる住宅の約95%を占める木造戸建住宅に対して、耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費の補助事業等による耐震化を推進する。

【管財】

1-1 7-2

(沿道建築物の耐震化)

- 沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討を進める。【建設】【管財】【危機】

2-7 4-1 5-4 6-4 7-2

(学校施設の耐震化)

- 避難所の確保及び余震等による避難者の安全確保のため、避難所に指定されている小中学校体育館など非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する。【管財】【学校】

1-1 2-2 3-1

(大規模盛土造成地の対策)

- 大規模地震等においては、大規模な盛土造成地での滑動崩落の危険があることから、これらの大規模盛土造成地の有無と、それらの安全性の確認及び予防対策が必要であるため、本市におけるこれらの位置図の作成・公表を促進し、盛土造成地の安全性の把握(第二次スクリーニング計画)調査の実施を進める。【管財】

1-1

(上水道施設等の耐震化)

- 上水道施設の耐震化及び老朽化対策が進められているが、事業費用が多額であることなどから、現状でその耐震適合率は約1割程度にとどまっている。耐震化推進のために、水道事業者にアセットマネジメントの実施や、公共施設、避難所や医療機関等の重要給水施設への管路を優先して耐震化を進めるよう、国の交付金制度の活用等も含め計画的な施設整備について計画するとともに、大規模災害時に速やかに復旧するために防災訓練の実施を促進する。【水道】

2-1 2-6 6-2

(下水道施設の災害対策)

○下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道BCPに基づく防災訓練の実施を促進する。また、下水道施設のストックマネジメント（長寿命化）対策等による戦略的な維持管理・更新を行う。【水道】

2-8 6-3

（下水道による浸水対策）

○内水浸水被害の解消及び軽減のため、ポンプ場や雨水幹線の排水設備の整備を引き続き促進する。【水道】

1-3

（被災建築物応急危険度判定士等の確保）

○大規模地震等で被災した建築物及び宅地等における二次的な被害を防ぐため、建築物及び宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度判定・表示を行う「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の養成を継続し、登録を推進する。【管財】

7-2 8-2 8-6

（不特定の者が利用する建築物の防火対策）

○建築基準法に基づく特殊建築物について、防火設備、避難設備の整備等、建築物の維持保全が適正に実施される必要があるが、平成28年6月1日に施行された改正建築基準法により、所有者等が定期的に点検・報告を行わなければならない対象建築物等の範囲が大幅に拡大されたため、定期報告制度が的確に実施されるよう体制整備を推進する。【管財】

1-2

（住宅の火災予防対策）

○住宅用火災警報器の既存住宅への設置について、広報紙等の各種メディアや消防防災関係イベントを利用した広報啓発に加え、消防本部や消防団による個別指導など、現在行われている取組を継続する。【危機】

1-1 7-1

（街路事業の推進）

○市街地等において、都市の骨格となり、避難路として機能する街路の計画的な整備を推進する。【建設】

1-1 7-1

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

○大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消するため、関係機関と連携して幹

線道路の無電柱化を推進する。【建設】

1-1 7-1

(避難場所に指定された都市公園の計画的な更新・補修の促進)

- 避難場所に指定された都市公園における、施設の計画的な更新・補修を行うことにより、安心な都市空間の形成を促進する。【建設】

1-1 7-1

(学校施設の安全確保)

- 非構造部材の耐震対策や施設の老朽化対策、避難所設置時に特に必要となるトイレ等施設の老朽化対策を着実に推進する。【学校】

1-1

(都市公園施設等の防災対策)

- 都市公園施設等については、公園利用者の安全対策さらには、一時待避施設や防災拠点としての機能を発揮するため、各施設の耐震化等を推進する。【建設】

1-2

(応急仮設住宅供給体制の充実)

- 災害時の仮設住宅の建設候補地（市営住宅含む）をより多く確保するため、国有地、県有地を含めた候補地の積み増しの強化を図る。【管財】

8-3 8-6

(事業者等と連携した帰宅困難者支援)

- コンビニエンスストア等と帰宅困難者支援のための水・食料・トイレ使用等の協定締結を検討するとともに、今後も協定拡大を検討する。【危機】

2-6

(中山間地域の振興・地域コミュニティの活性化)

- 過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるよう中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組を支援する。【地方】

2-2 2-3 7-5 8-2 8-3

3 保健医療・福祉

(福祉施設BCPの策定促進)

- 高齢者、障がい者等の要配慮者が利用する福祉施設の被災及び機能停止は、利用者の生

命に関わることから、各施設に対して、施設や設備の耐震化、水や食料の備蓄などの災害対策を強化するとともに、被災後の事業の継続や早期の復旧に関するBCPの考え方も踏まえた防災対策計画の策定を働きかける。【福祉】【長寿】

2-1 2-5

(医療BCPの策定促進)

- 災害時における病院の被災状況、地域における病院の特性、地域でのニーズの変化に耐えるため、病院機能の損失を出来るだけ少なくし、機能の立ち上げ・回復を早急に行い、継続的に被災患者の診療にあたれるよう、病院におけるBCPの考え方に基づいた災害対応マニュアルの策定を働きかける。【医療】【病院】

2-1 2-5

(医療施設における非常用電源、受水槽の整備)

- 国庫補助制度等を活用できる医療施設については、非常用電源、受水槽の整備を進めるよう働きかける。【健康】【病院】

2-5

(災害時の医療体制整備)

- 災害派遣医療チーム(DMAT)の技能維持を図るため、隊員を対象にした技能維持研修会への参加を呼びかける。また、災害医療コーディネーター向けの研修会を開催し、各医療圏の医療救護活動全般の調整を行うコーディネーターの知識・技能の向上を図る。【健康】【病院】
- 救護所・避難所等における医療や健康管理、被災地の病院・診療所への医療支援を行う日本医師会災害医療チーム(JMAT)等の医療救護班との連携体制の構築を図る。【健康】【病院】
- 広域災害救急医療情報システム(EMIS)での入力・情報共有が図られるよう、市や医療施設の関係者を対象にした研修会を県と協力し開催する。【健康】【病院】

2-7

(医薬品等の確保対策)

- 災害時における支援活動に関する協定締結団体等との連絡調整会議を定期的で開催し、災害時に必要とされる医薬品、医療機器等の円滑な供給体制の整備を進める。【健康】【病院】

2-1

(被災地における感染症予防・衛生対策)

- 避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から予防接種を促進し感染症の発生を防止する。消毒や害虫駆除においては、迅速適確に実施できるように県との連携を強

化する。【健康】

2-8

(避難者の健康対策)

- 避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため、災害時における被災者の健康支援体制を整備する。自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者の健康対策についても、民間団体、ボランティア等との連携による被災者の把握方法及び支援方法について検討を進める。【福祉】【健康】

2-2

(要配慮者対策の推進)

- 要配慮者は、高齢者、障がい者、外国人等によって必要とする支援が異なることを踏まえ、災害発生時等に要配慮者に対する支援が円滑に行えるよう、啓発イベントや出前防災講座等を通じて的確な広報・周知や、住民等への啓発パンフレットの作成・配布等を行う。【危機】【企画】【福祉】【学校】
- 要配慮者に対しては、個々の状態に配慮した情報提供、避難誘導、避難所運営等、きめ細かな対応が必要であり、関係施設、自主防災組織、ボランティア団体等と連携を図りながら、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災商品の普及、バリアフリー化、文字や音声及び多言語やわかりやすい言葉・文字による情報の提供等の各種対策に対する取組を促進する。【危機】【企画】【福祉】【学校】
- 要配慮者の避難については、市だけできめ細かい対応を行うことは困難であることから、要配慮者の特性に応じた地域における共助が重要である。また、避難支援者自身の安全を確保することも重要であることから、支援者に全ての責任を負わせることのないよう取り決めをしておくほか、支援者の安全を考慮した地域住民や福祉施設等の参加する避難訓練の実施を促進する。【危機】【地方】【福祉】【学校】

1-3

(高齢者・障がい者・こども関連施設の防災対策)

- 定期的実施する指導監査による確認・指導を通じて、非常災害に関する具体的計画の作成や避難体制の整備、避難訓練実施等防災対策の徹底を図る。【福祉】【長寿】【こども】
- 「認知症高齢者グループホーム等支援事業等」を活用し、地震等防災対策上必要な補強改修・用途変更に必要な改修、老朽化に伴う修繕（既存建物の改修により設置したもの）等に対する支援を行い、介護サービス利用者の安全性確保を図る。【長寿】

1-1

(避難行動要支援者対策の推進)

- 要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、避難行動要支援者の名簿を作成するとともに、避難

情報の伝達方法や避難行動の支援者などを個々に応じて決めておくことが重要であることから、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき取り組む。【危機】【福祉】

- 土砂災害警戒区域等にある学校・福祉施設においては避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る。【学校】【福祉】
- 民生委員・児童委員制度の周知及び業務負担の緩和等による担い手の確保、並びに区割りの見直しによる民生委員・児童委員の適正配置を促すことにより、欠員地区の解消を着実に推進する。【福祉】

1-1 1-3 1-4 1-5

(福祉避難所の整備)

- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受け入れるため、本市における福祉避難所の確保を促進する。【福祉】【危機】

2-2

(災害時の福祉体制整備)

- 福祉分野における、発災直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等のための、福祉版DMA Tにあたる「災害派遣福祉チーム」の創設など、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。【福祉】

2-7

(災害ボランティアの体制強化)

- 災害ボランティアセンター運営研修会や設置運営訓練などの事業を実施している社会福祉協議会等と連携し、平常時から市民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制の整備を促進する。【福祉】【危機】

2-2 8-3 8-6

(被災者の生活再建支援)

- 被災者生活支援措置（被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金の貸付、母子父子寡婦福祉資金、災害時安心基金等）の制度内容及び手続についての理解促進を図るとともに、市町村間の応援体制の検討等により迅速かつ円滑な実施体制の構築に努める。【福祉】【こども】

8-6

4 エネルギー・情報通信

(再生可能エネルギーの導入)

- 庁舎や学校、避難誘導道路等の災害時に不可欠な機能を有する施設や防災拠点に、太陽

光発電などの再生可能エネルギー等の設備を導入することにより、大規模災害時等に備えた災害に強い地域づくりを推進する。【管財】【地方】

2-5 3-1

(災害時における優先供給施設等への燃料供給)

- 災害時に国及び県の燃料供給計画や協定に基づく供給が円滑に進むようにマニュアルを整備するとともに毎年度、優先供給施設の情報更新を行い関係機関との情報共有を推進する。【危機】

2-1 2-5 4-1 4-2 5-2 6-1

(災害対応機関における備蓄)

- 関係機関において災害時の初動対応に必要な燃料の備蓄を行うとともに、業界団体と協定を結んで燃料の供給を受けられる体制を構築する。【危機】

2-5

(電力事業者における災害対策)

- 電力事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携の強化を図る。【危機】

4-1

(情報インフラの確保対策)

- 社会経済システムが機能不全に陥らないためには、情報通信業と各産業との間には複雑な相互依存関係が存在しており、そのような相互依存関係の見える化を図った上で脆弱性の評価の検討を進める。【企画】【危機】
- 国、県、関係事業者との連携を強化し、あらゆるメディアを駆使して災害情報が一人ひとりに伝わる仕組みを構築する。また、Lアラートの普及とライフライン情報の拡大等発信情報の品質向上や情報の更なる利活用に向けた取組を推進する。【危機】

4-1

(放送事業者・通信事業者における災害対策)

- 放送事業者及び通信事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携の強化を図る。【企画】【危機】

4-2

(防災拠点における無線LAN環境整備)

- 庁舎等の防災拠点において、災害時にスマートフォンやタブレット等で必要な情報を入手できるよう無線LAN環境の整備を継続する。【企画】

(避難施設における通信整備の確保)

- 本市と通信事業社の協定等による指定避難所における災害用通信設備（災害用特設公衆電話・特設公衆 Wi-Fi）の整備を促進する。【危機】【企画】

2-2 2-3

5 産 業

(企業防災の促進)

- BCP策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のBCP策定の促進を図る。【商工】

5-1 5-2 5-3 5-5 6-1 7-6 8-6

- 企業等が、平常時から、地方公共団体の防災部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連携を深めるとともに、防災の観点からの企業の社会貢献が活発となるよう啓発を推進する。【危機】

1-1 5-1 5-3

(事業所等における備蓄促進)

- 事業者等において帰宅困難な従業員のための備蓄等を促進する。【危機】

2-6

(耐震改修等を行う中小企業等への金融支援)

- 大規模災害が発生した場合、不特定多数の者が利用する中小企業の建築物の倒壊により多数の人的被害が想定されるため、県中小企業融資制度の活用を通じて、BCPに基づく施設整備や耐震改修に取り組む中小企業者に対する金融支援を行う。【商工】

1-1 1-2 5-1 5-2 5-3 5-5 8-6

(被災中小企業等の再建支援)

- 被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等、必要な対策について事前に検討しておく。【商工】

5-1 8-6

(旅行者等への防災対策)

- 市内各地の観光地を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示を行うなど観光事業者等と連携した危機管理対策を進める。【危機】

【商工】

- 今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害

時に支援が必要であることから、Wi-Fi サービスを活用した通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等について対策を進める。また、ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発を図る。【企画】【商工】

1-2 1-5 2-2 2-6

(観光客誘致対策)

- 災害後の安全性への不安により本市への旅行等を控える観光客対策として、市と観光事業者等と協力して災害等に関する正確な情報を収集するとともに、観光地についての正確な情報の発信やプロモーションを行う。【地方】【商工】

7-7

6 交通・物流

(緊急輸送等のための交通インフラの確保)

- 緊急輸送道路の整備を推進する。特に、地域間連携のための交通ネットワークを形成する幹線道路や高規格幹線道路などへアクセスする国県道、市道について整備を優先的に推進する。【建設】

2-1 2-3 2-4 2-6 2-7 5-4 5-5 6-4

- 緊急輸送道路の一般橋について、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を進めてきたが、今後は、特殊橋の耐震対策及び一般橋の耐震レベルの引上げを計画的に推進する。【建設】

2-1 2-3 2-4 2-6 2-7 4-1 5-4 5-5 6-4 8-4

- 緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所を中心に落石防止等の法面对策等を推進する。【建設】

2-1 2-3 2-4 2-6 2-7 5-4 5-5 6-4

- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進するとともに、農道橋・林道橋、農道トンネル・林道トンネルに関する個別施設計画を策定する。

【建設】【農業】

2-1 2-3 2-4 2-6 2-7 5-5 6-4

(緊急輸送道路等の早期啓開体制整備)

- 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画における緊急輸送地域ルート of 早期啓開を図るため、国・県・建設業者等と連携し、啓開体制を構築する。【危機】【建設】【農業】

2-1 2-4 2-6 2-7 6-1 8-2

- 同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について、国・県・建設業者等と連携して検討を進める。【危機】【建設】

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

- 大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消するため、関係機関と連携して幹線道路の無電柱化を推進する。【建設】

2-6 2-7 4-1 7-2

(災害協定の締結等による生活物資調達)

- 民間事業者との協力協定等の締結を進めるとともに、災害時の調達体制について日頃から連携を推進する。【危機】

2-1

(主要鉄道駅の耐震化等の促進)

- 大規模地震等が発生した場合、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける。【企画】

1-1 1-2 2-6 5-4 8-4

(地域交通網の確保)

- 地域コミュニティを維持する上で、地域交通は重要な要素であるため、広域的なバス路線についてはバス事業者への運行費補助等により、その維持・確保に努めるとともに、コミュニティバス等の活用など、地域ニーズにあった交通体系の整備による集落のネットワーク化を促進する。【企画】

8-3

(物資受入体制の確立)

- 南海トラフ地震などの大規模災害発生時において県外からの食料等の物的支援を円滑に受入れるため、県では国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく県実施計画を定め、広域物資輸送拠点（3箇所）の指定とともに、拠点の運営に関してトラック協会や倉庫協会と協定を締結し、専門家の支援を得ることとしている。今後は、代替拠点の充実や搬送手段の多様性を考慮し、拠点を増やすとともに拠点の運営マニュアルの整備や拠点に配置される人的支援の体制についても検討を進めることとしている。本市においても県と連動した取組を推進する。また防災訓練等を通じてその実効性を高める。【危機】

2-5

7 農林水産

(農地農業用施設の保全)

- シラスなどの特殊土壌に覆われた農地の豪雨による浸食防止を目的とした排水路整備を進める。また、排水機場やため池を整備することにより、農地や農業用施設の被害防止

軽減を推進する。【農業】

5-3 5-5 7-5

(集落排水施設の機能保全)

- 農業集落排水施設の老朽化対策については、未実施箇所の実施を促進するため、国庫補助事業を活用し、機能診断の実施を促進していく。【農業】【水道】

5-3 5-5

(農業用ため池等の防災対策)

- 人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び本市における「ため池ハザードマップ」を作成するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池の整備を推進する。【農業】

5-3 5-5 7-3 7-5

(森林の整備)

- 人工林の生育段階に見合った適切な間伐をはじめ、再造林や鳥獣害防止施設等の整備など、計画に基づく効率的な森林施業の実行に取り組むとともに、多様な森林の造成等により樹冠や根系の発達した樹木を育て、下層や林床の植生が豊かな森林づくりを進め、表層崩壊や風害の防止機能を向上させる対策を推進する。【農業】【須木】【野尻】

7-5

成果指標及び目標値	令和2年度	令和7年度
森林伐採後再造林率	56.5%	57.0%

8 国土保全

- 災害を未然に防止し、被害を最小限にするため、既存の河川管理施設の老朽化対策を推進する一方、施設整備だけでは自然災害に対応するには限界があることから、関係機関が連携しながら避難体制などのソフト対策を進める。【危機】【建設】【農業】

1-3

(河川改修等による水害対策)

- 河川整備については、洪水に対する河道整備と合わせて中山間地域では宅地嵩上げを行って住家を洪水による浸水から防御する水防災事業を取り込むなど、様々な治水事業を活用しながら河川整備事業を積極的に推進する。【建設】
- 頻発する水害に対する防災・減災対策として、環境に配慮しながら河川整備を積極的に推進する。【建設】
- 災害を未然に防止し、被害を最小限にするため、既存の河川管理施設を適切に維持管理するとともに老朽化対策を進める。【建設】

(防災対策の推進)

- 防災拠点、ライフライン施設、重要産業施設、輸送基盤施設等の被災を防ぐとともに、救助・物資等の輸送ルートを確保するため、施設周辺や道路等の防災、震災対策及び地震・水害対策等を着実に推進する。【建設】

2-1 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 3-1 4-1 5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 6-1 6-2 6-4 8-4

(土砂災害警戒区域等の周知)

- 土砂災害の危険がある場所の把握・周知に努めるとともに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査を促進する。【危機】【建設】
【須木】【野尻】
- 小林市地域防災計画への土砂災害警戒区域に係る避難場所・避難経路等の明示を実施する。【危機】【建設】

1-6

(山地災害の復旧や土砂流出の防止)

- 山地災害危険地区の災害のおそれのある森林においては、危険地区の解消を図るために、県と連携して治山施設の整備を計画的に進めるとともに危険地区の周知徹底を図るため山地災害防止キャンペーンを積極的に推進する。【農業】【須木】【野尻】
- 国土保全機能を図るため、保安林の適切な管理・保全や改良、保安林の整備を推進する。【農業】【須木】【野尻】

1-5 7-6

(木材利用を促進する技術開発)

- 森林の荒廃を防止し、土砂崩壊等の国土保全機能を十分発揮する上では、植えて、育て、伐って利用し、また植えるという森林の循環が極めて重要であることから、木材の利用を促進するため、新たな建設資材として期待されるCLT等をはじめ、木材を活用した建築構法の研究開発やその実用化に向けた取組を推進する。【農業】

7-5

(砂防関係施設の長寿命化)

- 既存の砂防関係施設の機能低下を防止し、所定の機能及び性能を長期にわたり維持・確保し続けるために砂防関係施設の長寿命化計画を策定する。【建設】

7-3

(農業用ため池等の防災対策)

- 人命・財産への影響のあるため池の耐震性の照査及び本市における「ため池ハザードマ

ップ」を作成するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池の整備を推進する。【農業】

1-4

(建設業の担い手育成)

○地震や土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進行等による担い手不足が懸念されることから、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善を図る。【建設】

8-2

(水防災意識社会の再構築)

○気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まることが懸念されることから、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県、市町村が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進める。【危機】【建設】

1-3

(洪水ハザードマップの作成促進)

○本市において、想定し得る最大規模の降雨に対するハザードマップの見直しが円滑に行われるように、想定し得る最大規模の降雨に対する浸水想定区域の指定及び公表を計画的に進める。【危機】

○洪水時の円滑かつ迅速な避難のため、洪水ハザードマップの作成・公表を促進し、住民に分かりやすいハザードマップの見直しを促進する。また、配布されたハザードマップが有効に活用されることが大切であることから、県等と連携した啓発を推進する。【危機】

1-3

(土砂災害警戒区域等の対策)

○土砂災害の危険がある場所については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査を行うとともに、避難場所や要配慮者利用施設を有する危険箇所及び霧島山周辺や中山間地域の危険箇所など災害危険度が高い箇所の整備を推進する。また併せて、発災時に避難が円滑に行われるように、ハザードマップの作成や避難体制の整備などの取組を促進する。【危機】【建設】

1-4

(内水浸水被害対策)

○内水浸水被害の解消及び軽減のため、ポンプ場や雨水幹線の排水施設の整備を引き続き促進する。【建設】【水道】

8-5

(地籍調査の推進)

- 災害復旧を迅速に行うには、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが必須であり、国や県に対して人員や予算確保についての啓発活動を推進する。【税務】

8-4

(健全な水循環の維持・回復)

- 豊かな水資源を保全するため、県と連携しながら、持続可能な地下水の保全に努める。水源地域の水源涵(かん)養機能を維持するため、県及び森林所有者等との連携協力により水源地域の保全を推進する。【生活】

6-2

9 環 境

(災害廃棄物処理)

- 南海トラフ巨大地震を想定し平成 28 年 3 月に策定した「宮崎県災害廃棄物処理計画」に基づく広域処理体制の構築を推進する。また、本市の災害廃棄物処理計画について、その実効性を高めるとともに、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、本市における災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保等を促進する。【生活】

8-1

(浄化槽の強靱化対策)

- 浄化槽については、転換に伴う単独処理浄化槽の撤去費用の補助制度活用を働きかけるなど、既存の単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進する。【生活】

6-3

(有害物質拡散・流出の防止対策)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの見直し等を行い、国・県等の関係機関との連携を推進する。【生活】

7-4

《横断的分野の推進方針》

1 リスクコミュニケーション

- 国土強靱化を進める上で、市民、企業、行政等の様々な主体が、自助、共助、公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動できるよう、国土強靱化に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションの機会が継続的に得られる環境を整える。
- 南海トラフ地震等の最新の科学的知見に基づく被害想定に加え、過去に幾多の災害に見舞われてきた本県の災害事例から今後の教訓等を学び、伝承することで、市民の危機意識を正しく喚起していく。
- 大規模災害において、市民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントや、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用した、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化するとともに、特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。
- 防災に関する知識や意識を身につけるためには、義務教育段階から、繰り返し学習し実践していくことが最も効果的であることから、各種情報ツールや防災に関する科学技術を活用した防災教育・訓練手法等の開発・普及及び災害ボランティア体験活動の推進・支援などにより学校における防災教育の充実を図る。また、防災研修や防災士資格の取得の推進により、教職員の防災に関する意識の高揚並びに知識の向上を図る。
- 災害時における高齢者、障がい者、外国人等への配慮や男女共同参画の視点を踏まえた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させる。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動を促進する。
- ボランティア体験月間や情報発信、災害ボランティアセンター運営研修会や設置運営訓練などの事業を実施している県社会福祉協議会等と連携し、平常時から市民に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制の整備を促進する。

2 老朽化対策

- 戦後の急激な人口増加や高度経済成長による社会ニーズの変化に対応するため整備してきた学校、市営住宅など数多くの建物系施設や道路、橋梁などのインフラ施設が今後急速に老朽化する一方、人口減少・少子高齢化による行政ニーズの変化や厳しい行財政運営が見込まれることから、公共施設等の保有・運営・維持の最適化を図る。

○施設の維持管理には、日常の点検・診断・修繕等において様々な専門知識・技術が求められており、マニュアルの活用や研修の実施等により関係職員の育成や資質向上等を図り、組織的に体制整備や技術力の確保に取り組む。

3 産学官民・広域連携

○大学等との連携により、様々な災害の被害状況等の推測や評価をはじめとした防災に関する調査・研究を行うとともに、その内容を市内での情報発信や教育・啓発等に活用する。

○近年多発する大規模災害や、首都直下地震、南海トラフ地震の危惧等による全国的な防災意識の高まりをとらえ、本市の農林水産資源を活用した非常食などの備蓄品や防災関連製品の開発、既存サービスの災害対策への応用等、本市内諸産業による効果的な製品・サービスの提供を通じた地域防災力の向上に向けた取組を検討する。

○大規模災害においては、県内の人的・物的資源では十分な災害対応が出来ないことが想定されることから、市外からの支援について、行政や関係団体等との連携体制を確実に構築しておくとともに、支援の円滑な受入れのための受援計画の策定や活動拠点の整備等を推進する。また、行政による公助には限界があることから、防災や被災者支援等における企業、NPO、ボランティア等の民間ノウハウの積極的な活用を推進するとともに、災害協定等により連携体制を整備する。

○「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」等の市町村間の連携に係る取組を促進する。

○企業等が、平常時から、地方公共団体の防災部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連携体制を深めるとともに、防災の観点からの社会貢献を活発に行うよう、働きかけを行う。

○行政による公助には限界があることから、防災や被災者支援等における企業、NPO、ボランティア等の民間ノウハウの積極的な活用を推進するとともに、企業等との災害協定の締結をさらに推進し、共同の訓練の実施等を通じて「顔の見える」関係を構築し、連携体制を強化する。

4 地域活性化

○地域活力の減退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の活力が維持されるために平時から地域活性化の取組を進める。

- 農山漁村の持つ国土保全や水源涵(かん)養等の多面的機能を維持するためには、農林水産業の振興に加え、地域の資源や特性を生かした産業の創出や企業立地の推進、地域経済循環の促進等を図ることにより、地域において雇用と所得を確保する必要がある。
- 農林水産業をはじめとする各種産業の振興や、農商工連携、フードビジネス等、本市の特性や強みを活かした産業の創出、さらには地域の資源を活用し、地域の中でモノとカネを回すことで地域を潤す地域経済循環の仕組みづくり等を通じて、経済の拡大と地域をけん引する裾野の広い成長産業の育成を図る。
- 中山間地域の活性化を促進するため、外部専門家のアドバイスによる地域資源の掘り起こしや磨き上げを図る。
- 「小さな拠点」の形成をはじめとした集落のネットワーク化や定住自立圏構想の推進等により広域連携を進めるとともに、買物弱者対策や地域公共交通の維持確保、医療提供体制の整備、携帯電話サービス未提供地域の解消等により、地域での暮らしに欠かすことのできない生活機能の維持・充実を図る。
- 地域の担い手を確保し、地域活力の維持・増進を図るため、官民一体となった移住・U I J ターンに関する効果的な情報発信、相談体制の充実等に取り組む。
- 多様な分野や地域からの担い手の確保を図るとともに、他産業からの参入等を促進する。また、農林水産業者の経営発展ステージに応じた研修体系の構築や人財育成システムの構築等により、経営・技術両面の指導力向上に取り組む。
- 多様な主体が連携した地域の防災力向上のため、消防団や自主防災組織の充実強化、市民防災リーダーや防災士の養成・能力向上に取り組み、住民が地域防災をはじめとした地域コミュニティ活動の担い手となる環境を整備する。
- 人材の流出に歯止めをかけ、住民が住み慣れた地域での暮らしを続けていけるよう、「小さな拠点」の形成をはじめとした集落のネットワーク化や広域連携を進め、買物や交通、医療、情報通信等、地域での暮らしに欠かすことのできない生活機能の維持・充実を図る。

第6章 計画の推進と不断の見直し

1 市の他の計画等の必要な見直し

本計画は、地域の強靱化の観点から、総合計画との整合性を図りつつ、本計画以外の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の強靱化に関する指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては必要に応じて見直し等の所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の進捗管理

強靱化の取組は、脆弱性評価の結果を踏まえ、本計画の施策の推進方針に沿って、毎年度さまざまな施策を実行していくものである。このため、本計画の進捗管理においては、指標により施策の進捗状況等の把握・分析を行い、PDCAサイクルによる点検・見直しを行う。

3 計画の不断の見直し

本計画は、長期を展望しつつ、今後の地域強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国全体の強靱化政策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごと又は、総合計画の基本計画策定時に内容を見直すこととする。なお、それ以前であっても国の施策の動向、上記2の計画の進捗管理や社会情勢の大きな変化等により見直しが必要な場合は、適宜修正を行うものとする。

第7章 国土強靱化を進めるために取り組む事業

本計画において、一定の具体性を持たせる重要性を考慮し、第5章で設定した個別施策分野ごとに個別の事業を記載し、国土強靱化の充実を図ることとする。

なお、事業一覧は、別表のとおりである。

《国土強靱化を進めるために取り組む事業》

個別施策分野	事業名	施設名・路線名	対策内容	数量・延長	事業費 (千円)	事業期間												事業 主体	リスクシナリオ		
						R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12						
6 交通・物流	道路メンテナンス事業	山登橋 二原・下津佐線	橋梁補修	1橋	9,000	●												小林市	5-4-6-4		
		猫坂橋 猫坂・永迫線	橋梁補修	1橋	15,000	●	●											小林市	5-4-6-4		
		川内橋1 川内・荒谷線	橋梁補修	1橋	25,000	●	●											小林市	5-4-6-4		
		大幡橋 大王・夷守台線	橋梁補修	1橋	20,000	●	●											小林市	5-4-6-4		
		久津原橋 瀬戸ノ口・久津原線	橋梁補修	1橋	25,000	●	●											小林市	5-4-6-4		
		大谷橋 滝グラウンド線	橋梁補修	1橋	20,000	●	●											小林市	5-4-6-4		
		轟木1号橋 轟木・大久保線	橋梁補修	1橋	15,000	●	●											小林市	5-4-6-4		
		上軍谷橋 坂の下軍谷線	橋梁補修	1橋	20,000	●	●											小林市	5-4-6-4		
		瀬之口橋 木切倉・瀬ノ口線	橋梁補修	1橋	14,000	●	●											小林市	5-4-6-4		
		軍谷トンネル 永田奈佐木線	トンネル補修	1トンネル	35,000	●													小林市	5-4-6-4	
		社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)		東麓・石瀬戸線	道路改良	1,600m	465,000	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	小林市	5-4-6-4
				一本杉・川無線	道路改良	440m	260,000	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	小林市	5-4-6-4
				二原・下津佐線	法面整備	90m	80,521	●												小林市	5-4-6-4
				長者1号線	現道拡幅	146m	61,524	●												小林市	5-4-6-4
				三松・池ノ平線	現道拡幅	400m	100,000	●												小林市	5-4-6-4
				三松1号線	現道拡幅	405m	60,000	●	●											小林市	5-4-6-4
				永久津3号線	現道拡幅	470m	154,818	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	小林市	5-4-6-4
				三松・前ノ迫線	現道拡幅	600m	160,000	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	小林市	5-4-6-4
				窪段2号線	法面整備	50m	24,000	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	小林市	5-4-6-4
				南小林原・売子木線	法面整備	90m	40,000	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	小林市	5-4-6-4
		石塚・大久保線	法面整備	100m	30,000	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	小林市	5-4-6-4		
		平ノ前1号線	法面整備	60m	50,000	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	小林市	5-4-6-4		
		堂山・入道線	法面整備	180m	60,000	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	小林市	5-4-6-4		
		野々崎・三ノ宮線	現道拡幅	197m	53,000	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	小林市	5-4-6-4		
		高山・上園線	舗装修繕	600m	30,000	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	小林市	5-4-6-4		

《国土強靱化を進めるために取り組む事業》

個別施策分野	事業名	施設名・路線名	対策内容	数量・延長	事業費 (千円)	事業期間												事業主体	リスクシナリオ
						R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12				
6 交通・物流	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)	石氷・池ノ原線	舗装修繕	3,000m	120,000	●	●	●	●	●	●	●					小林市	5-4-6-4	
		今別府・平川線	舗装修繕	340m	22,500	●												小林市	5-4-6-4
		下尻・今別府線	舗装修繕	360m	29,000	●												小林市	5-4-6-4
		北小林原・後川内線	舗装修繕	200m	20,000	●	●											小林市	5-4-6-4
		竹山・旭台線	舗装修繕	1,000m	80,000	●	●	●										小林市	5-4-6-4
		竹山・大王線	舗装修繕	150m	12,000	●				●								小林市	5-4-6-4
		出ノ山・大王線	舗装修繕	320m	25,600	●				●								小林市	5-4-6-4
		出ノ山・生駒線	舗装修繕	130m	10,400	●				●								小林市	5-4-6-4
		神ノ原・生駒線	舗装修繕	200m	16,000	●				●								小林市	5-4-6-4
		生駒・千歳3号線	舗装修繕	200m	16,000	●				●								小林市	5-4-6-4
		千歳・西木場線	舗装修繕	1,500m	120,000	●										●		小林市	5-4-6-4
		榑木・堂之尾線	舗装修繕	1,500m	102,000	●			●									小林市	5-4-6-4
		大久保・橋谷線	舗装修繕	230m	13,800	●												小林市	5-4-6-4
		中尾・粥餅田線	舗装修繕	830m	45,650	●												小林市	5-4-6-4
		雁ノ木・粥餅田線	舗装修繕	1,230m	67,100	●												小林市	5-4-6-4
		新町・沖ノ尾線	舗装修繕	600m	64,000	●				●								小林市	5-4-6-4
		新町・秋社線	舗装修繕	200m	22,000	●					●							小林市	5-4-6-4
		今別府・池ノ尾線	舗装修繕	300m	32,000	●					●							小林市	5-4-6-4
		天ヶ谷・寺原線	舗装修繕	400m	43,000	●					●							小林市	5-4-6-4
東麓・石瀬戸線	舗装修繕	800m	85,000	●					●							小林市	5-4-6-4		
岩瀬橋線	舗装修繕	100m	11,000	●										●		小林市	5-4-6-4		
内馬場・牟田原線	舗装修繕	400m	43,000	●										●		小林市	5-4-6-4		
牟田原・川平線	舗装修繕	200m	22,000	●										●		小林市	5-4-6-4		
大塚原・角内線	舗装修繕	600m	640,000	●				●								小林市	5-4-6-4		
大脇・角内線	舗装修繕	400m	430,000	●										●		小林市	5-4-6-4		

《国土強靱化を進めるために取り組む事業》

個別施策分野	事業名	施設名・路線名	対策内容	数量・延長	事業費(千円)	事業期間												事業主体	リスクシナリオ		
						R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12						
6 交通・物流	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)	烏帽子ヶ丘・釘松線	舗装修繕	970m	1,040,000	●	●	●	●	●								小林市	5-4-6-4		
		栗須・大沢津線	舗装修繕	200m	22,000	●						●							小林市	5-4-6-4	
		大沢津・瀬戸ノ口線	舗装修繕	800m	85,000	●							●	●					小林市	5-4-6-4	
		追分・西瀬戸原線	舗装修繕	300m	32,000	●								●					小林市	5-4-6-4	
		陣原・牟田原線	舗装修繕	300m	32,000	●	●	●	●	●									小林市	5-4-6-4	
		吉村・水流平線	舗装修繕	400m	43,000	●	●	●	●	●									小林市	5-4-6-4	
		野々崎・三ノ宮線	舗装修繕	400m	43,000	●	●	●	●	●									小林市	5-4-6-4	
		西ノ川・伊東塚線(市役所通線)	街路事業	200m	800,000	●	●	●	●	●	●	●								小林市	1-1-2-1
		石水・池ノ原線	舗装修繕	1,680m	155,000	●														小林市	5-4-6-4
		竹山・旭台線	舗装修繕	200m	47,000	●														小林市	5-4-6-4
		出ノ山・大王線	舗装修繕	100m	14,000	●														小林市	5-4-6-4
		西ノ原・深草線	舗装修繕	190m	8,000		●													小林市	5-4-6-4
		南小林原・売子木線	舗装修繕	1000m	40,000		●	●	●	●	●									小林市	5-4-6-4
		谷ノ木1号線	舗装修繕	400m	35,000		●	●	●	●	●									小林市	5-4-6-4
		大久保・橋谷線	舗装修繕	230m	13,800															小林市	5-4-6-4
		中尾・粥餅田線	舗装修繕	830m	45,650															小林市	5-4-6-4
		雁ノ木・粥餅田線	舗装修繕	1,230m	67,100															小林市	5-4-6-4
		駒馬場・池ノ上線	舗装修繕	2,000m	80,000															小林市	5-4-6-4
		十三塚・石水線	側溝改修	200m	15,000	●														小林市	5-4-6-4
		地頭洲・栗巢野1号線	側溝改修	280m	10,000	●														小林市	5-4-6-4
二原・下津佐線	側溝改修	500m	40,000	●	●	●	●	●	●									小林市	5-4-6-4		
所返1号線	側溝改修	320m	35,000	●	●	●	●	●	●									小林市	5-4-6-4		
石水・池ノ原線	側溝改修	165m	14,000	●														小林市	5-4-6-4		
駒馬場・池ノ上線	側溝改修	120m	10,000	●														小林市	5-4-6-4		
永久津1号線	側溝改修	50m	4,000	●														小林市	5-4-6-4		

《国土強靱化を進めるために取り組む事業》

個別施策分野	事業名	施設名・路線名	対策内容	数量・延長	事業費 (千円)	事業期間												事業主体	リスクシナリオ
						R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12				
8 国土保全	治山事業 (補助)		治山施設整備	事業規模等未定														宮城県	7-5
	農山漁村地域整備交付金		治山施設整備	事業規模等未定														宮城県	7-5
	災害復旧事業		治山施設整備	事業規模等未定		●												宮城県	7-5
9 環境	地籍調査費負担金・社会資本整備総合交付金		地籍調査事業	事業規模等未定														小林市	8-4
	循環型社会形成推進交付金		浄化槽設置整備事業	980基	534,274	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	小林市	6-3

発行 小林市 総務部 危機管理課
電話 0984-23-1175
FAX 0984-23-6650